

タイトル	明治20～30年代北海道の移民村落における秩序形成 - 石狩郡花畔村を事例に -
著者	伊故海，貴則； IKOMI，Takanori
引用	北海学園大学法学研究，61(2)：67-114
発行日	2025-09-30

論 説

明治 20～30 年代北海道の移民村落における秩序形成 —— 石狩郡花畔村を事例に ——

伊故海 貴 則

はじめに

本稿は、明治 20～30 年代の北海道における移民村落の運営とその特質について、村が独自で開設した村民の合議体とそこで結ばれた村規約の内容に注目して検討するものである。

この問題を考えるにあたり、最初に北海道の開拓がいかに論じられてきたのかを簡単に述べておく¹。北海道開拓の評価については、戦前以来、道庁を中心に展開された開拓史観²が根強い影響を保持していた。これは、行政主導の殖民・開拓の進展を価値基準に北海道の歴史を評価するもので、開拓政策を積極的に位置づけるものであった。これに対して、戦後の講座派の影響を受けた辺境論³は、北海道を封建制の残存する後進国日本の辺境地帯と位置付け、上からの資本主義化を達成するための辺境開発のあり様を分析し、開拓史観への対抗を試みた。しかし、辺境論は開拓に伴う矛盾に目を向けたものの、分析は経済中心であり、政治や社会に対する視座に欠いていた。したがって、その後の北海道における民衆史・民権運動史研究は、上記の両者に民衆生活への視座が欠如していることを指摘し、民衆と開拓の関係性、民衆の精神性や政治意識に着目した成果を蓄積した⁴。以上の辺境論と民衆史を発展的に継承したのが、内国植民地論と呼ばれる議論である⁵。

内国植民地論は、北海道と沖縄県に共通する「内地」との格差や差別に着目し、両地域を「内国植民地」という「日本国内」の特殊地域とみなすものであり、とりわけ桑原真人の研究は貧民を中心とした北海道移民の創出事情、囚人や朝鮮人労働者の強制労働などの実証を通じて、近代国家による北海道開拓の諸矛盾を析出した点で、その代表と呼べる成果である⁶。ただし、内国植民地論を含めた諸研究は、戦後日本の国境線をもって、戦前の「植民地」と「国内」を区分する理解を内包しており、

主権国家の領土拡大で生じる地域や集団間の支配—従属関係を問えないという問題が指摘されている⁷。この問題に対しては近年、塩出浩之が「本国」—「属領」関係の視座から克服を試みている⁸。

塩出の議論は、主権国家内部において「本国（政府を含む領域）」とは異なる領域として統治され、本国とその地域との間に政治的な支配—従属関係がある場合、その地域を属領（dependency）⁹と捉え、本国とは法的に異なる統治のあり方や、移民の活動（「植民地化」）に伴い「植民者集団・原住民集団の間に生ずる支配—従属関係」（「植民地主義」）¹⁰を問うための方法論であり、非常に示唆的である。しかしながら、北海道の属領統治に限定した場合、塩出の叙述は開拓使や北海道庁といった行政権力の政策意図や近代法の移植を検討したのち、大和人移民の増加と北海道議会開設運動を軸とする大和人の政治運動へと進み、日清戦後の北海道区制、北海道一級町村制・二級町村制、北海道会の設置、衆議院議員選挙法改正を通じた北海道の本国編入達成へと推移する。この叙述においては、明治0年代から開始され、明治20年代以降に本格化する北海道への和人数移民集団による村落運営を通じた社会形成のあり方は問題にされない。

周知のとおり、北海道では明治30年代の北海道区制、北海道一級町村制、二級町村制施行までは地方議会が制度化されなかった。それゆえに、議会未設置段階における村落での議論や合意形成のあり方には関心が及ばなかったのかもしれない。しかし、人間が社会集団を運営していくためには政策をめぐる構成員の間で何らかの形で合意を結んでいく必要がある。こうした移民集団による社会運営の具体的展開を問うことでこそ、「日本領となった北海道に大和人移民が社会を形成」¹¹することによって生まれる移民集団の先住民族に対する「植民地主義」のあり様を捉えられるのではないか¹²。村の合議体に着目するのは、かかる方法的な関心にもよる。

もっとも、移民集団による社会形成の個別具体的な展開については、北海道における移民研究や地方制度研究、教育史研究などから考察がなされてきた問題である。農村経済学や農村社会学、歴史地理学も含めた北海道移民村落の研究では、身分制解体に伴う武士の集団移民¹³や、松方デフレや自然災害に伴う窮状による農民層の団体移民¹⁴、北方防衛のための屯田兵¹⁵に注目して研究が行われた。これらでは移民の送出状況や移民の階層性、後続移民との地縁的・血縁的な関係性などについて分

析がなされている。しかし、個別村落の運営については、神社を軸とした祭祀組織の分析¹⁶を通じた村民の紐帯形成が分析される一方、合議体の議論を経て村政の課題をどのように克服しようとしたのか、村運営の基軸となる合議体の制度や議論の実態に関する検討が十分に行われているとはいえない。

ただし、北海道における地方制度形成については近世から近代にかけての社会集団の内在的發展という観点から、鈴江英一が町村制度を論じている¹⁷。鈴江の研究は明治 15～19 (1882～86) 年の三県一局時代（札幌県、函館県、根室県、農商務省北海道事業管理局）において、行政内部で区町村会制度化の試みが否定されるなかで、各町村の総代人で構成される総代会会が生まれ、各移民村落でも村規約が結ばれて独自の村運営が模索されたことなどを提示しており、本稿でも多くを学んでいる。しかしながら、規約がどのような課題を背景にして結ばれたのかについては検討が及んでいない。移民村落の住民たちが年を追うごとに増加する移民の流入といった村政の課題への対応を試みつつ、どのように村内での合意を取り交わしたのかを考察していく必要がある¹⁸。

かかる視座から移民村落の合議体と規約類の性格を検討するうえで参考になるのが、本州から九州にかけての日本近代村落の秩序形成を村規約の性格から分析した諸研究である。近世村請制下の村落で村規約が結ばれたことは周知の事実であるが、明治期以降も大字レベル等で規約が結ばれたことの意味を論じたのは、山中永之佑と神谷力である¹⁹。山中は近世以来の村規約が近代国家形成によって国家法に吸収されるとし、近世村落の近代への継承を打ち出した。一方の神谷は行政単位と生活共同体という近代村落の二重的性格をあげて、生活共同体たる村落の村規約における「自治」的性格を指摘し、近世村落の近代への連続の有無を検討した。

以上を受けて、近年、近代村落の性格を再検討したのが松沢裕作である²⁰。松沢は地租改正による村請制解体に伴い、近世村落の紐帯は一度解体を迎えるとする。こうして近世村落の共同関係が解消されたことで土地所有や山野利用などをめぐる住民間の紛争が生じ、住民は政府の裁定を期待するようになるものの、ガバナンス能力を欠く政府（「未熟なりヴァイアサン」）は受身的に裁定を求められるだけで、地域秩序の再生に対して無関心であったという。そのうえで、大字住民らが独自に規約を結び、大字に相互監視の機能を与えることによって近代村落の秩序が形

成されるとして、近代村落やそこでの規約類は近世由来のものではなく地租改正以後に再建されたものであったと提起した²¹。

北海道の移民村落は、近世以来の村を前提とせずに移住先で新たに村落を設定し、集団内の秩序を構築した。また増加する移民に伴い、村落内の内部構造を改編させつつ、集団を維持、運営させた。そこでの村規約は、当時の個別村落を取り巻く社会状況や諸問題を淵源にして、それを乗り越えて村民の生活を維持するための私的な契約として、村民間の合意をもって締結される性格を持ったものと考えられる。その意味で、松沢の視座は北海道の移民村落の秩序形成を論じるうえでも有効といえる。本稿では、この論点をふまえて移民村落の合議体と規約の性格を分析したい。

もっとも、地租改正の評価は別にして、近世以来の単独相続による「家」が近代以降も比較的固定的に存続し続けたとされる本州以南の村落研究²²の知見を、北海道の移民村落を分析する際に適用できるのかという批判があるかもしれない。しかしながら、坂口正彦と飯田恭による最新の編著は、比較史の視点をまじえつつ、滋賀県と島根県の事例から近現代の村落は住民の流動的な入れ替わりを伴いつつ、村落という枠組み内で「結合関係」を結び、村落を維持させてきたと指摘している²³。これは、村落の維持は近世以来の「家」の固定性という論点だけでは説明できないことを示唆する指摘であり、移民の入殖など流動性を伴いつつ、村内の共同関係を形成しようと模索した北海道の移民村落を分析するうえでも参考になると考えられる。構成員が固定的ではなくとも、人々は何らかの共同関係を取り結んで、生活を営む社会単位を維持しようとするのである。かかる視点によって、北海道の移民村落と本州以南の村落は共通の分析組上に載せることができよう。

こうした北海道の移民村落の共同関係をめぐっては、小学校が村落秩序の形成に果たした役割を積極的に意味づけた坂本紀子の研究がある²⁴。坂本は明治20年代から終戦直後までの北海道の教育政策を通時的に検討した。そのなかで明治20～30年代の教育政策について道庁の教育政策と移民の教育に対する認識やニーズの齟齬を指摘し、移民が小学校を社会形成の基盤に据えたと論じた。北海道では町村の協議費（明治20年5月10日より区町村費）の主たる支出が教育費であり、この指摘は納得できる部分が多い。坂本の議論は、学校教育を通じて移民集団の共同性の構築が試みられたことを論じており、本稿の関心ともつなが

るものである。しかし、移民村落の課題は学校教育に限定的であったわけではない。移民集団の抱えた諸課題から社会形成のあり方を分析する余地が残されている。

以上をふまえ、本稿では石狩郡花畔村を事例にして上記の問題を考察する。本論で述べるように、花畔村は明治 4 年に開かれたものの、本格的な入殖は明治 20 年代後半に進んだ移民村落であり、その運営は総代人が中心となって設置した村独自の合議体を中心に展開された。村政の課題は異なる地域から来住した移民の共同関係を形成することであったが、その際、潮風が吹きすさぶ石狩湾流域の砂地という自然環境や、北海道の自然資源を取り巻く経済的状況にも影響されつつ、独自の規約を作成し、村落を維持していくための基盤形成が目指されるなど、当該期の移民村落が抱えた課題を考えるうえでの格好の事例といえる。

使用史料は、主に花畔村総代人を務めた金子清一郎（天保 13 【1842】～大正 5 【1916】年）²⁵ の文書（石狩市教育委員会所蔵「金子家文書」）を用いる。本文書は、前述の坂本紀子が花畔村の小学校をめぐる政策動向を分析するなかで使用しているが²⁶、本稿では小学校だけでなく、花畔村の置かれた社会状況をふまえて、花畔村が抱えた課題とそれがいかに克服されたのかを明らかにしていく²⁷。

第 1 章 地方制度と総代人制

第 1 節 地方制度の沿革

はじめに、花畔村の管轄区域の沿革を述べる²⁸。石狩川の河口部南岸に位置する花畔村は明治 4（1871）年に岩手県盛岡から召募した 39 戸 129 人が入殖して、生振村とともに開村した。大区小区制が導入されると、石狩国を管轄する第二大区一小区に本町、弁天町、新町、浜町、横町、仲町、船場町、親船町とともに組み込まれ、明治 11 年からは各町村に後述する総代人が設けられた。その後、明治 11 年 7 月 22 日の地方三新法制定に伴い、北海道では明治 12 年 7 月に大区小区制に代わり 90 郡区 826 町村が設けられ、郡区町村編制法のみが施行、1900 年前後まで持続することになった。郡区町村編制法施行に伴い、花畔村は上記 8 町のほか若生町、八幡町、生振村、当別村とともに石狩郡下に置かれ、親船町に置かれた石狩・厚田・浜益・上川・樺戸・雨竜・空知・夕張郡役所

の管轄となった。その後も郡役所管轄区域は相次いで変容したものの、明治22年からは札幌に郡役所を置く札幌・石狩・厚田・浜益・千歳郡役所の管轄となり、以後札幌を拠点とする郡役所の体制に組み込まれた。そして明治30年11月の郡役所廃止と19支庁設置に伴い、札幌支庁に属することになった。

戸長役場については、札幌県成立後の明治15年、石狩郡下の町村を管轄する官選の戸長役場（親船町外九町三村戸長役場）が親船町に設置されることになり、その下に構成され、明治35年4月1日の二級町村制施行に伴い、花畔村と樽川村が合併した花川村と、親船町ほか9町と生振村が合併した石狩町に別れ、それぞれに花川村組合役場と石狩町役場を設けて自治体となった。

以上の変遷を遂げた花畔村であったが、当初は土壌が砂地であり農業に適さないため、新規移民の移住は進まなかった。その結果、明治21年に金子清一郎の入村など個人の散発的な移住こそあったものの、23年に至っても戸数37戸、人口196人という状況であった²⁹。

こうした状況は、北海道庁が明治25年12月に30戸以上の団体のうち1年に10戸以上が移住する場合、1戸に15000坪の貸付地を付与することなどを記した「団結移住ニ関スル要領」を各府県に頒布して以降³⁰、花畔原野への石川県などからの団体移住が進んだことで変容した。花畔村は植民区画に選定されて石川県からの団体移民などが移住した結果、明治26年に140戸余（人口不明）³¹となった。花畔村の特徴は明治20年代に移民の入殖が一挙に進展した移民村落であったといえよう。

第2節 総代人制度の沿革

花畔村では、総代人を中心に村独自の合議体を組織して、村の運営が行われた。次に、総代人と村独自の合議体が生まれることになった制度的な背景を説明する。

北海道では地方三新法のうち郡区町村編制法こそ施行されたが、府県会規則、地方税規則と明治13年の区町村会法は適用外となった。また官選の戸長役場も複数村で一戸長役場を構成し³²、戸長役場諸費は地方費から支弁された。一方で、区町村ごとの固有事務や区町村負担の国政事務は区町村単位の協議費（都市部では明治15年に区入費を引き継いだ戸数割税を改正、村落部では村費を改正）から支弁されるとした。

かかる協議費を審議したのが総代人である。総代人に関する諸規定は、明治 11 年 6 月 25 日の「開拓使布達乙第十九号」（「総代人選挙法及総代人心得書」）において提示されたものが、開拓使廃止後も効力を持った。「総代人選挙法」では、町村に本籍を置き、管内に不動産を持つ 20 歳以上の男子の記名投票により、管内で 100 円以上の地券を持ち、町村に本籍を置く 20 歳以上の男子から 2 名の町村総代人を各町村で選出することを規定された（ただし、人口少数の村は数町村が連合して置いてもよいとされたほか、100 円以上の地券所持者がいない場合は中等以上の身代の不動産所持者から選出することとされた）。「総代人心得」では、明治 9 年の「太政官布告第一三〇号」（金穀公借共有物取扱土木起功規則）に関する事項について総代人が協議することのほか、「時宜」により「人民ノ利害得失」に関わる事項も協議することや、総代人は無給の名誉職であることなどが示された³³。

開拓使廃止後に成立した札幌県では、府県同一の施政を目指し、区町村会法の適用を求める運動が県庁を中心に生じたものの、区町村会法の施行は内務省から認められず、明治 16 年 1 月 16 日の内務省からの指令において、総代人が町村の公共事業と協議費の徴収を協議すべきこと、総代人の議決事項は町村会と同じ法的効力は無くとも各町村で施行すべきものであることが提示された³⁴。内務省の指令をふまえて、札幌県は明治 16 年 4 月 7 日付で「甲第十三号布達」（総代人議事施行手続）を発し、総代人が協議費や「公共ノ事件」を審議するのは従来の慣行であるとしたうえで、各町村の便宜により総代会の規則を設ける場合は県庁の認可を受けることなどを達した³⁵。

こうして区町村会が設置されなかった各区町村では、総代人を中心に村独自の合議体を結成することにより、村内の合意形成を図る動きが生じた³⁶。これから検討する花畔村の集会もその一つである。

第 2 章 村規約と独自の合議体

第 1 節 共同関係の模索と「花畔村村民契約証」

花畔村の村民の生業は上記のように土壌が砂地であったため、当初から開墾が十分に進まず、漁季に漁業家に雇われて石狩川や石狩湾の鮭や鱒などの漁業や、鯨粕製造などで用いる木材を伐採し、出荷する伐木業

などで生計を立てていた³⁷。こうした事情もあって、当初村民の間には花畔村への土着心が薄かったようである。金子清一郎の「履歴」には、明治 21 (1888) 年 5 月に移住した際、花畔村では男性は「概ネ伐木業及漁業ニ従事シ、農業ハ一切婦女子ニ托シテ其日ヲ送り、更ニ土着ノ意旨ナシ」とある³⁸。こうした状況をふまえ、金子は明治 25 年から総代人に選出されて以降、村民の定住化を進め、村の共同関係を構築するべく、様々な政策に取り組んだ。

はじめに、金子は村内での作物生産を実施するべく、村内の女性に養蚕を奨励し、「漸次村民ニ交接シテ其土着心ヲ維持セシム」ように取り組んだ³⁹。次いで明治 27 年 6 月 3 日から小学校で農談会を開き、農事技術の普及に努めた⁴⁰。これらの取り組みの結果、明治 26 年以降になると新規の入植者を中心に、林檎栽培や養蚕飼育、大麦の作付けを試みる者が現れるなど、明治 20 年代にかけて農産物の栽培が進むようになった⁴¹。

こうした共同関係の構築という課題をふまえると、以下に述べる「花畔村民契約証」（以下「村民契約証」）の作成と村独自の合議体の設置は村運営に村民たちを関与させたいと、村民として遵守すべき事項や村の共同事業への参画を明記することで、定住へと導くための手段としても意味を持ったといえる。人口増加が進んでいた明治 26 年 2 月 19 日、花畔村では「村内一同集会」が開催され⁴²、総代人の金子清一郎と山本多蔵が作成した「村民契約証」を審議して村民 84 名の連署をもって締結、石狩親船町外十二ヶ町村戸長に提出した⁴³。

第一條 本村ハ海浜ニ接近之地所モ多ク有之、暴風ノ為メ禁伐林ハ尤必要ナルヲ以テ村民相互ニ之ヲ監守スヘシ、若伐木等ノ違犯者ヲ見受タルトキハ速ニ其筋ヘ届出ヘキ事

但シ、違犯者ヲ看過ナス者ハ同犯者ト見做シ、本人ニ関ラス届出ル者トス

第二條 村内ニ住居スル者ハ其当時最寄ノ村惣代エ届出、記名調印ナスヘキ事

第三條 村民共和ハ人倫之大基ナレハ、村中之交誼ヲ厚フシ、相互ニ親密ノ交際スヘキ事

第四條 小学齡之児童アラハ、其期ヲ怠ラス就学スヘキ事

第五條 非常之災害、疾病アルトキハ近接ノ者ハ勿論、村民相互ニ救助スヘキ事

但シ、死葬之節ハ組合ヲ定メ置、組合外ハ親族知己ノ者ニアラザレバ関係ナキ者トス

第六條 村内通路修繕等有之候節ハ、無洩出役致候事

但シ、小兒女子等ハ、不得止事故アルニアラザレバ出サレタル者トス

第七條 村惣代ハ村内一切之事務ヲ管理シ、及共有財産ヲ整理スル者トス

但シ、惣代ハ本村内エ五ヶ年以上住居スル者ニアラザレバ、選挙セサル事

右之通相守リ可申、若シ條件ニ背クモノハ村民一統交際セサル者トス、之ニ仍テ村民契約連署致候也（後略）

「村民契約証」は、まず第一条で日本海からの強風を防ぐ防風林の伐木行為を「村民相互ニ之ヲ監守」すること、違反者は見つけ次第、届け出ること、違反者を見過ごした場合は同犯者とみなすことなど、生活維持のための防風林保護の規定を定めた点である。前述の通り、花畔村は日本海と石狩川に接しており、強烈な浜風が吹く土地であった。また砂地の土壌であり、穀物生産に不適であったが、養蚕に必要な桑の生育には適していたため、桑樹を浜風から保護するための防風林を新たに設置する必要があった。宅地や耕地を保護して村内の生産活動を維持し、村民の生存を図っていくためにも防風林の保護が求められたのである。この防風林保護については改めて詳述する。

このほか、第二条で同様に村内居住者は最寄りの総代人に申告して記名調印すること、第三条で村民の「共和」を実現するために「相互ニ親密ノ交際」を行うこと、第四条で小学児童を就学させること、第五条で災害や病気流行時は救助に協力すること（死亡時は組合内で葬儀に協力すること）、第六条で道路修繕に参画すること、第七条で総代人の被選挙権は村内に 5 年以上居住した者とし、総代人の職務として村内事務一般の管理と共有財産の管理を担当することが定められた。そのうえで末尾に違反者は交際を絶つ旨を記した。「村民契約証」は村民による相互監視を規定したものといえる。

また「追加」の事項として、村内を 5 組（上組、中組、下組、屯田新道組、軽川新道組）に分けて組ごと「組長」1 名（組内の投票で選出、任期 2 年）を置き、総代人の補助を担うこと、組の事務は総代人と協議

のうえ実施することなども規定し、組合の連合体としての性格を強めた⁴⁴。

第2節 合議体を基軸とした村政

合議体は、当初は総代人と村内有力者による「重立会議」と、村民一同の「寄合」（前述の「村内一同集会」）を設けて運用していたが⁴⁵、明治28年からは「組長集会」が開始され、明治29年に至ると「重立会議」は姿を消すようになった。表1は花畔村内の各合議体における審議、議決事項をまとめたものである。

表1 花畔村各会議の記録（明治25～35年まで）

年度(明治)	月日	種別	審議・議決事項
25	8月21日	重立集会	県道修繕と里道の橋梁破損箇所の修繕
	12月17日	重立集会	①明治26年度予算案、②学校授業料の賦課、③村社の敷地について
26	2月19日	村中一同集会	①村民契約証、②神田と馬草刈場の貸下願、③村民名簿への氏名記載
	8月20日	重立集会	①学校校舎増築につき寄付金の徴募、②共有財産の設置、③墓地の設置、④金比羅神社祭典日時と組ごとの祭典掛の任命、⑤組長の新設、⑤道路修繕の負担
27	3月25日	村中一同集会 (147名出席)	①小学校新築費国庫補助願の提出、②村民契約証への調印、③神田許可の報告、④共有地願の提出について、⑤小使給の各戸負担
	8月3日	重立集会	①石狩の水陸物産奨励会開設について、②金比羅神社を花畔神社へ改称、③祭典日時と祭典掛の任命、④神社修繕費、⑤総代人選挙の日時・場所の報告
	12月12日	村内総代人集会	小使給の徴収と取り調べ
28	1月26日	村中集会	①総代人取り扱い事項の報告（①石狩川急破川除工事願・再願、②殖民地排水工事願、③墓地設置願、④学校建築、⑤小使給の取立と総額、⑥神社建築費と祭典費の取りたて、⑦殖民地組の新設と屯田新道組と上組の分離）。②小使の監督と小使給の徴収を組長に委任すること、③農談会の開設と会

明治 20～30 年代北海道の移民村落における秩序形成

			費額、④各戸から神田地の開墾人夫の供出、⑤組長の人選。
	2 月 10 日	組長集会	①中ノ組域の拡大、②学田地の新設と貸付、③集会時間の厳守、④現在戸数の調査、⑤墓地候補地の選定
	2 月 21 日	臨時組長会議	花畔原野排水工事の再願
	8 月 27 日	重立集会	①村社祭典日時と祭典掛の任命、②旧道橋梁と県道の修繕請負、③神社入口道路の工事人夫割、④墓地候補地の選定
29	1 月 2 日	総代、学務委員、有志者集会 (村中大会)	①組内に五人組を設定、②各戸からの集会費（1 戸 5 銭）を当日の酒宴費に宛てること、③村内での旧暦使用を新暦に統一
	2 月 15 日	村中一同集会	①村内での旧暦使用を新暦に統一、②村中大会（一同集会か）と農談会の日割りと会費（本籍、寄留の別なく一会に 3 銭）、③五人組の設定と伍長の新設、④神田地開墾、⑤禁伐林、防風林、堤防地の伐木禁止のこと、⑥花畔村基本財産帳の作成、⑦共同墓地と火葬場の踏査報告、⑧寺院の新設
	3 月 8 日	伍長以上集会 (41 名出席)	学校改築について（建築位置、寄附金による改築費の徴収、伍長が寄付金を取りまとめること）
	6 月 16 日	組長集会	①神田地開墾の各組分担、②墓地への道路開墾、③学校入口の道路について、④墓地予定地を村に寄付すること
	7 月 19 日	伍長以上惣会 (57 名出席)	①会議法の設定（「多数ヲ以テ決スル事」）、②野火取締規約の設定、③墓地の地代、④農談会費の徴収、⑤渡船場の設置、⑥村道を組ごとに開墾すること、⑦祭典掛の任命、⑧小学校改築落成式の日程
	8 月 9 日	伍長以上臨時集会 (34 名出席)	御真影下付にあたる奉戴式に伴う小学校改築落成式の扱い（落成式と奉戴式の合式 8 名、落成式の延期 21 名、経費節減で落成式のみ実施 5 名により延期に決定）
	8 月 19 日	伍長以上集会	①小学校の改築落成について、②花畔神社維持金（300 円）の寄付、③ 1 戸 3 銭以上の有志金で祭典費を賄うこと
30		不明	明治 29 年 9 月から 31 年 8 月までは記録が残存せず、不明。
31	9 月 4 日	組長、伍長総会	①花畔神社の祭典日時、②くじ引きで祭典当番組を決めること、③ 1 戸から祭典費と

			して5銭を徴収すること
32	1月1日	総代、学務委員、 組長、伍長集会	新年相談会（村中集会のことか）を旧正月 2日と定める。
	2月12日	村中惣会 （村中一同集会、 135名出席）	①村会議法規約の制定、②村内組合法規約 の制定、③伍長ノ心得及選挙法の制定、④ 道路掃除排水浚規約の制定、⑤農談会の日 時、⑥神田地開墾成功満期につき処分方法、 ⑦警察派出所の設置要請につき寄付金を募 集する方法、⑧町村費未納者につき処分方 法、⑨村内協議割について（総代人と組長 を無報酬とするか、実費を要するものがある ため村費支給とするか）、⑩茶話会の開設、 ⑪2月19日組長選挙の実施、⑫農会開設 につき会長副会長の選挙結果報告
	3月5日	下ノ組伍長会	①組法規約の制定、②家屋火災の際の組内 扶助、③病気で耕作が困難な者が出た際の 組内扶助、④組合惣会を年に2回開催する こと
	3月7日	村内組長会 （11名出席）	村費の戸数割等級の審議・決議
	4月12日	小集会	①神田地新規開墾費や村内公共事業に關する 費用につき徴収額の報告、②神田地小作 人との契約、③分教場に関する相談、④明治 32年度第一期協議費切符の配布、⑤村 内大会において分教場の件を審議すること
	6月5日	小集会	①花畔村尋常小学校の就業年限の変更など、 ②花畔村公共用予定地を学校基本財産 に貸下願すること、③学田地について、④ 墓地区画調査について、⑤道路掃除の日時、 ⑥銭函より石狩街道の件（否決）
	7月3日	村中惣会	①駐在所費用の徴収、②衛生組長・副長の 任命と伍長の選挙
	8月12日	村中惣会 （110名出席）	①分教場設置の決議、②村内等級の分け、 ③総代人と組長を分教場建築委員に宛てる こと、④総代人候補予定者選挙、⑤防風林 保護規約の制定と9月からの施行、⑥防風 林地を開墾した分は本年限りで返地するこ と、⑦神社祭典の日時と当番組、⑧札幌神 社の大社昇格につき寄付金徴収のこと、⑨ 各組から1名の評議員を選出し、等級割の 決定や議案の作成に立ち会わせること、⑩ 品評会の開設

明治 20～30 年代北海道の移民村落における秩序形成

33	9 月 7 日	小集会	①分教場の敷地について、②評議員の設置と任命、③等級調査につき組長・評議員一同出席すること、④分教場新築工事の入札について
	9 月 24 日	大集会	①成功地は貸下地でも所有地同様とみなすこと、②植民区画地の内、薪炭用地は未墾地同様とみなすこと、③村内の土地は所有者の名義の如何に拘わらず、現在の土地所有者の名義とみなすこと、④成功地の地価、⑤未墾地と薪炭用地の地価、⑥学校の家屋の地価、⑦掘建小屋の地価、⑧馬一頭の価格、⑨商業者の等級、⑩漁業者・土工業、小作者の村費負担、⑪等級確定のうえ、各戸長に通知すること、⑫分教場建築費予算増加の決議、⑬農産物品評会の日時、⑭教育会の設置、⑮茶話会の日時、⑯評議員の設置と職務規定の制定
	10 月 5 日	小集会	①学校増築、駐在所、村社拝殿、分教場新築につき村債を募集することを決議、②各組 1 名の評議員の選出を総代と組長の指名から、各組 3 名を選挙で選出することに変更
	10 月 15 日	大集会	①総代人と組長、評議員の選出、②村債募集の決議
	1 月 1 日	村民一同年賀集会	金子清一郎の花畔村前途施政方針の発表（①総代人 2 名増員、②石狩町との境界確定、③基本財産の財源、④物産奨励、⑤村絵図の作成、⑥村民名簿の作成、⑦神田地付与願と社格願）
	1 月 18 日	大集会	①連合町村費徴収規定改正案、②総代人 2 名増加、③道路橋梁破損箇所の受持について、④小使給日当旅費について、⑤村民名簿の作成、⑥村内基本財産の財源となる事業を見出した者には、その事業の収益の 100 分 1 から 5 程度を報酬として与えること、⑦貸下地願について、⑧渡船場願について、⑨石狩町との境界について、⑩樽川村との合併について、⑪総代人・組長などの活動で得た収入は基本財産に組み入れのうえ、10 円以上積み立てた場合は銀行に預け入れること
	1 月 18 日	評議員会	①石狩町との境界（総代人の意見に任す旨を決議）、②樽川村との合併（見合わせ説に

		多数賛成)、③総代人2名増員案(否決)
2月22日	組長・建築委員会 (17名出席)	①学校増築工事の請け員費用、②駐在所神社の受け員費用、③分教場建設受け員費用
2月26日	小集会 (組長・評議員出席、 欠席6名)	①厚田郡聚富村字堀頭9万4千坪余を村有地として貸付許可を受けた旨の報告、②4月1日に各組1名を当地へ出張させ、界杭を立て、立木数と寸法を取り調べる、③出張日当は一日50銭として、後日該地の樹木を売り払った際の金額から支弁すること、④出張の集合時間と場所、⑤監督者の報酬、⑥神社拝殿建築費への寄付、⑦駐在所入口及び井戸掘の工費等に仮駐在所の雑作物売り払い金から支弁すること、⑧神社拝殿の材料について、⑨樽川村からの分教場合併の申込について
4月22日	小集会	①春季の道路掃除・修繕の各組受持区域、②神社社格願につき委員を設けること、③渡船場願につき願主と村落で契約を結ぶこと、④駐在所借家料について
6月12日	大集会	①道路管理報告、②門札を各自掲げること、③総代人辞職につき後任選挙の件、④墓地の道路に排水路を設けること、⑤学校修繕、神社拝殿、駐在所について
9月10日	組長会	連合戸長役場の帳簿と村内の土地・財産を照合
10月15日	村中臨時大会	村費賦課について
10月17日	村内大会 (大集会か、 18名出席)	審議事項不明。
11月11日	大集会 (19名出席)	①御真影奉戴と奉置場所について、②入営兵の優待と勇送会につき1戸5銭徴収、③戸長役場新設願委員の据え置き、④村債償却について、⑤渡船場願許可の報告、⑥協議費不足分を神社修繕費から支弁すること、⑦聚富村字堀頭の村有地の林木払い下げについて(3ヶ年賦、競争入札)、⑧墓地道路排水路について、⑨神社信徒総代5名の選挙と任務、⑩駐在所井戸費について、⑪組合区域改正と組長・副組長の選挙、⑫年4回の常集会(組長・副組長を会員)の開催、⑬常集会の日当、⑭年1回の村中惣会(男性戸主を会員)の開催

明治 20～30 年代北海道の移民村落における秩序形成

	11 月 20 日	下組親睦会 (35 名出席)	①組内住民死亡時の香典料を三等に区分すること、②小使の雇用、③勇送会につき 1 戸 5 銭を組長にて徴収すること（1 名不服あり）
34	11 月 20 日	組内親睦会	①「年中両度ノ会議」である村中惣会には組合の各自が出席して「相談決議」をなすべきところ、毎回欠席者が多く、会費未納者もあるため、このたび未納分の会費を組長にて徴収すること。また会費未納のうえ会議に出席しない者は組合の交際を断つこと、②不幸や火災の際、組合規約にて出金分は組長が取りまとめること、③ 11 月の小使給、④町村費について
35	1 月 11 日	組内惣会	①伍組の改正、②組長は戸長役場からの切符と組内での不幸について伍長に通知すること、③伍長は組長からの通達を伍組内に伝え、不幸の際には救助金を集めること、③小使の給与を月 1 円から 5 銭に改めたうえで、組長に小使の監督を属託すること、④明治 34 年度小使給の決算
	1 月 19 日	大集会 (55 名出席)	①組長、副組長の交代報告、②学田地地の改正、③組長の弁当代の負担について、④公共用地貸下願について、⑤秋期の種痘廃止、⑥駐在所井戸の件、⑦軽川新道の修繕について、⑧病院を分離して村医を置くこと、⑨協議費に項目を設けること、⑩高岡山の村有地売却について
	2 月 10 日	伍長会 (7 名出席)	①総代人大橋兵治辞職につき候補者選挙用紙の配布、②明治 34 年度神社寄付金、小使給、勇送会費未納者への督促について、③明治 35 年度の小使給額と各戸負担額
	2 月 23 日	村中惣会 (150 名余出席)	①病院分離の件、②農会費の件（未決）、③学事について（相談なし）
	11 月 21 日	下組北組惣集会	①勤儉貯蓄組合規約の制定、②評議員選挙
年不明 (明治 33 年以降と推定)	2 月 2 日	組長・評議員会	①御真影奉戴式について、②防風林保護規約について、③村中規約について、④渡船場の件、⑤集会につき、組長・副長の日当について、⑥村費賦課徴収に関する財産調べについて、⑦組長選挙法の修正（組合中に賦課金中等以上を治める者から、組合中人望を得る者を組長となすに修正）、⑧小作人と聚富の村有地について

年不明	2月6日	小集会	①寄留者は組長、総代、戸長に届け出ることを巡査に申し入れること、②図面を各組に備え置くこと、③今後、組長会議で議決したものは課目の如何に関わらず協議費と称して徴収すること、④組長会議は議会法により多数決で決すること、伍長は組長会議に参加して弁論する権利を有すも議決には加われないこと、⑤学田地収支の調査委員を設けること
-----	------	-----	---

「記録」明治25～33年（「金子家文書」35・1-1、35・2-1、35・3-2、35・4-1、35・6-1、35・7-1）より作成。出席人数が分かるものは種別に括弧で出席数を示した。明治31年の各合議体と明治33年2月の村中惣会は記載がなく詳細は不明。明治34年については記録が現存しないが、下組内の親睦会については「明治三十四年十一月廿日組内親睦会決議」（「金子家文書」11・4-14）を参照。明治35年以降は「花畔村下組内記録」（「金子家文書」11-2）をもとに作成しているため村全体の会議の実態について不明な部分が多い。明治32年9月24日大集会の決議事項⑩は「金子家文書」7-1。年不明の小集会の議決事項は「金子家文書」7-5より補った。また年不明の組長。評議員会は聚富村の村有地に関する内容が含まれていることから、明治33年以降と推定した。なお、明治35年4月1日の二級町村制施行に伴い、花畔村は樽川村と合併し花川村となっている。

なお、金子の「記録」の一部には花畔村を管轄した親船町外九町三村戸長役場単位の総代人会（町村総代人会）における議決事項も含まれているので、ここで町村総代人会についても補足しておく。『石狩町誌』によれば、戸長役場単位の連合町村でも町村費が賦課されており、町村連合の総代人会では、その予算案が主に審議された。例えば、明治28年度の親船町外九町三村町村費は支出項目（決算）には会議費（14円14銭）のほかに病院費（1004円93銭8厘）、教育費（735円6銭6厘）、警備費（119円5銭5厘）、夜警費（32銭74銭1厘）、公債費（55銭67銭7厘）、町村費徴収に関する取扱費（74円97銭）が計上されているほか、明治29年度からは衛生費が追加されている。これらの町村費は等級を設けた営業割と戸別割で町村ごとに割り当てられて、各町村で住民の等級を決定し、徴収したようである⁴⁶。このほかにも、明治26年12月1日の町村総代人会において、花畔村総代人の金子が発案した「小使」制度といった総代人が独自に提出した議案も審議されている⁴⁷。町村連合の総代人会が開催されていることから、個別の町村を超えた公共事業を实行するための単位として戸長役場が存在し、独自の「公共空間」を形成していたことがわかる。個別の移民村落は戸長役場の事業を分任する単位としても存立していたのである。こうした社会のなかで、花畔村では村内の共同関係を構築していく。

村内の合議体での審議を通じた共同関係の形成という観点で取りあげたいのが、共有財産と共同墓地の設置、神社の祭典である。共有財産については明治 26 年 8 月 20 日の「重立集会」ではじめて議題にあがったものである。その後、数年の経過は詳細が不明なものの、明治 29 年 2 月 15 日の「村集会」（村中一同集会）において、「花畔村基本財産帖」を設けて村内から集めた金銭の残額のほか、神田地と学田地の小作料、伐木料、道路修繕など村内事業に関する各戸からの人夫供出に代わる金銭などを合算して共有財産として貯蓄すること、貯蓄金は村社の社格昇格願のための積立金や小学校や農談会に関する臨時費のほか「村落ノ名誉ニ関スル諸件」に関わる実費に支出することが議決された⁴⁸。共有財産を設けることで、村内の共同事業を推進していく志向性がうかがえる。

共同墓地は村民の家族を埋葬する場であり、定住を進めるうえで不可欠なものである。共同墓地の設置も明治 26 年 8 月 20 日の「重立集会」で審議が開始された。これは設置場所の選定が必要であり、後述する防風林新設などの開発とも関係してくる問題であるが、さしあたり経過だけを表 1 を参考にまとめると、墓地の設置はたびたび「村中一同集会」や「組長集会」などで取り上げられていることがわかる。そのうえで、明治 28 年 10 月 4 日に道庁長官に宛てて「墓地及火葬場設置願」を提出して土地の払下げを要望した⁴⁹。この要望は受理され、明治 29 年から道路の開鑿などが進められていくことになった。

最後に神社の祭典については、先行研究において移民の紐帯を形成するための機能を有していたことが指摘されているが⁵⁰、表 1 から神社の祭典日時や祭典掛の任命、修繕費や祭典費の徴収が各合議体で取り決められていることがわかる。これらのことから、村独自の合議体は村内の共同関係の強化するための政策審議の場として機能したことが指摘できる。

筆者は別稿において、村独自の合議体は行政の介入で成立したわけではないことを指摘し、移民村落には公権の介入を要さない住民の「自治」が生まれつつあったことを述べた⁵¹。花畔村においても総代人を補佐する合議体が生まれ、村内の合意形成を図り、村内秩序の形成に寄与していたことがうかがえるだろう⁵²。

第3節 移民増加に伴う運営体制の変容

その後、花畔村は明治29年に288戸、明治31年には360戸、明治33年には452戸と年を追うごとに戸数が増加して行くことになった⁵³。こうした新規入植に伴うさらなる戸数増加を受けて、従来の5組に加えて団体組、殖民上組、殖民下組を新たに設定し、各組内に伍組を置いた。そして、それぞれに組長と伍長を設け、組長会議や伍長以上が集う「伍長集会」を開設するなど、組と伍組を代表の単位に据えた村運営を行うことに改めた⁵⁴。その後、8組は明治32年になると上組、中組、新下組、下組、屯田新道組、軽川新道組、殖民上組、殖民下組、団体組、紅葉山組の10組となった⁵⁵。

こうした状況に応じて、村内の合議体にも改良が加えられていく。明治29年7月19日、57名が出席した伍長以上惣会（伍長集会）では「会議者会議法ニナラヒ、決議者多数ヲ以テ決スル事」が決議され、村内の合議体で多数決を採用することが確認された⁵⁶。

次いで、従来の「寄合」（「村内一同集会」）は明治30年代に入ると「村中惣会」と改められ、後述する村規約など重要事項が取り決められる場となったが⁵⁷、明治32年2月12日の「村中惣会」（出席135名）において、人口増加に伴う議事の煩雑を避けるために、「惣会」とは別に「組長」（40戸程度で1組を構成して1名を選出）が出席する年5回の「小集会」と、「伍長」（組合ごとに5戸で構成して1名を選出）が出席する年1回の「大集会」を設置し、ともに多数決で議決することを規定した「村会議法規約」が定められた⁵⁸。

あわせて「村内人民相互ノ申合ヲ以テ村内ノ基礎ヲ鞏固」にすることを目的に、組内を統括する組長は村内に満2年以上居住し、「賦課金中等以上」を納める25歳以上の男性戸主から選出することや、組長の職務として総代人の諮問への答申や組内各戸の村費賦課額調査など村内事務を分任すること、組長は「名誉職」であり「私事」での辞退を禁止することなどを明記した「村内組合法規約」。組内の伍組の代表である伍長は「徳望アル者」から選挙し、組長の補佐を行うこと、伍長は管理や総代人、組長と兼任可能などを記した「伍長ノ心得及選挙法」。村内の道路や排水路を共同で清掃する際の実施方法をまとめた「道路掃除排水浚規約」の三つの規約を定めた⁵⁹。

なお、この「村中惣会」では総代理人と組長を引き続き「無報酬」とす

るか、村費を支給するかの是非が議題に挙げられたが、翌 33 年の「記録」に各戸 20 銭の村費を賦課して支弁する項目として、総代人と組長が「公共用」のために用する旅費 60 銭と、その期間中の日当 40 銭だけが記されていることから、総代人と組長は無報酬のままとされた⁶⁰。

その後、明治 32 年 9 月 24 日には、「会議ヲ要スルコト多々」となり、会議のために「多数ノ人員空ク日子ヲ費スハ村落ノ不利益」であるとして、組内の「伍長」を「代表」して「大集会」に参加する名誉職として、組の規模に応じて 1～2 名の「評議員」を選挙することを追加で定め⁶¹、評議員で構成される評議員会を設置した。大集会とは別に「代表」をより限定した評議員会を設けて、そこでの協議も実施することによって、合議体をより重層的に構築しようと試みたことが確認できる。

ただし、小集会と評議員会、大集会が設置された以後も「惣会」自体は存続していた。これが改められたのは明治 34 年である。同年 4 月 10 日、下組は「従来村治上ニ惣会ト称シ集会ヲ開クアルモ、来会者少数之為メ或ハ議論数派ニ分ル、整理上差問候間、爾后組長会之多数決ヲ確守スル証」として、組長と副組長以下、組内住民一同の署名捺印をもって「規約」を作成した⁶²。この規約からは、「惣会」の出席者が少数になるか、あるいは議案に対しての意見が数派に分かれて容易に議決がまとまらないという状況が生じたことがうかがえる。そのうえで、対策として組内の委任を受けた組長で構成される「組長会」（小集会を指すと思われる）の多数決での議決を遵守することを取り決めていることがわかる。「惣会」はその後も続けられたものの、人口増加に伴い、徐々に「惣会」に代わり組長らを代議人とした大小の各集会が村内合意形成の場としての比重を高めていくことになったと考えられる。

花畔村では、「村内組合法」を通じて組が村費の取りまとめ（ただし請負ではない）で役割を果たすことになった。実際に、総代人が管理する「村内協議制取扱帳」には、明治 32 年度の会議費、土木費、教育費、教育補助費、衛生及病院費、警備費、滞納処分費、基本財産造成費、勸業費といった連合町村の町村費支弁費目を除く、神田地開墾等村内事業に関わる必要経費（各戸 10 銭、総計 26 円 90 銭）の取りまとめを「下組ヨリ」という具合に、組単位で記載された⁶³。また、各戸の村費戸数割等級の調査は組長の責任のもと実施されたほか⁶⁴、小使給など村民負担費用の未納者に対する督促も組内で行われた⁶⁵。花畔村は人口増加に伴い、便宜的に組合を組み換えつつ、次第に組合連合としての性格を強めて

いったことがわかる。

以上の一連の動向は、新規の移民に村規約への調印を行わせ、規約の遵守を要請することで、村内における共同関係を確認していくためになされたものと考えられる。ここからは、規約への同意を通じた村内の〈一致〉を基軸とした秩序を形成する志向性がみてとれる⁶⁶。

一方で、各合議体に関する規約等でその都度確認されているように、議決の場面では多数決が採られたようである。一例を挙げれば、明治33年1月18日の評議員会では総代人の金子が戸数増加を理由に総代人を2名増員するとした議案を否決したほか、隣接の樽川村との合併の是非について「多数賛成」によって見合わせることに決している⁶⁷。他方で、同日の議題である石狩町との境界設定については総代人の意見に任せるとしているように、評議員と総代人の意向が一致している場合は総代人の意見が貫徹されたが、評議員多数の意見が総代人の意向と異なる場合は、多数決によって総代人の作成した議案が否決された。この限りで、総代人の意向は合議体の決定よりも優位であったとはいえない。村内の各合議体は村民の多数意見を聴取し、その意見をふまえた多数決によって村を運営していくための場として機能したと評価できよう。

第3章 防風林の保護をめぐる

第1節 公権による保護の機能不全

花畔村では、独自の合議体を重層的に設置することによって村内の合意形成と村の事業を推進した。それでは、合議体を基軸としながらも、花畔村はどのようにして、村が直面した課題を克服して共同関係の形成を試みようとしたのか。防風林保護をめぐる規約作成の過程を事例に検討したい。

この問題を検討するにあたっては、やや長くなるが当該期の石狩郡における防風林⁶⁸を含む山林と森林の保護と濫伐に対する官と民の動向を概括しておきたい⁶⁹。なぜならば、花畔村の防風林保護は開拓などに伴う山林や森林の濫伐という社会状況を背景にして、村で展開された森林保護を通じた村民の生存維持のための政策という側面があったからである。もちろん、防風林自体は開拓に伴い人為的に設定されたものであり、自然に存在する広大な山林をめぐる林政とは性格を異にする面もあるだ

ろう。しかしながら、防風林に関する規定などの政策体系は林政に含まれているため、労を厭わず、北海道の林政の課題を概観したうえで、そのなかでの花畔村の防風林保護活動の位置付けを考えてみたい。

開拓使は明治 11 (1878) 年 9 月 9 日、「乙 23 号布達」(「森林監護仮條例」) を定め、官林を良樹に恵まれており運搬の便も立つ一等官林、良樹ではあるが面積が小さいか運搬に不便な二等官林、薪炭用およびその他雑林からなる三等官林に区別し、無許可の伐採を禁止した。また、これらの等外において伐採を禁じる森林として、水源涵養、土砂止並類雪止、土地の風致となるもの、風除となるもの、国郡町村の境界となるもの、河川兩岸のもの、魚附場のもの、船舶の目標となるもの、道路並木の代用となるものを設定した。そのうえで、「山林ヲ暴伐シ或ハ許可ナクシテ開墾シ田園庭園トナス」ことを禁止し、森林資源のむやみな伐採を規制しつつ、生活環境上、必要となる森林の保護を法的に打ち出した⁷⁰。もっとも、後述するように法的規制だけでは山林の保護が達成されることはなかった。

開拓使廃止後の林政は明治 15 年、農商務省山林局の主管となつたうえで、三県に委託して進められた⁷¹。明治 15 年 5 月 8 日、札幌区長兼石狩外七郡長山崎清躬は県大書記官佐藤秀顕宛に「石狩郡海岸筋樹木保存之義見込上申」を提出した。上申では、小樽郡と石狩郡境(内川)から石狩市街(石狩町)に至る約 5 町の海岸線の樹木を払い下げて伐採を行っているが、これらの樹木は「海風」を防止するうえで「貴重之要具」であるため、このまま伐採を続けると「風害」を招くとして伐採を禁止するよう県庁に願い出を行っている⁷²。この上申は 10 月 2 日に県庁勸業課山林係により認められ、当該地の伐採を禁止、取り締まりを行うことになった⁷³。実際に 10 月 18 日付で防風林設置区域の実測と標柱建設のために農商務省御用掛兼県庁御用掛勸業課山林係の嶋数恵の出張が決裁され、現地調査と標柱建設が実施されている⁷⁴。

以上を受けて、翌年 1 月 26 日、親船町外九町三村戸長の鈴木徳右衛門は郡長に対して「禁伐林保存之義ニ付具申」を提出し、花畔村付属地から小樽郡界までの道路沿いの樹木保存とあわせて、石狩市街と花畔村の境界である第一号線から石狩川沿いの河口改良線の区域も、海岸に近接して潮風が吹きすさぶため、宅地払下地を除く該道路両脇 20 間の樹木を禁伐林に追加で指定することを求めた⁷⁵。この区域の一部が花畔村の防風林に該当する。具申は郡長を通じて県大書記官の佐藤に 2 月 10 日

付で提出された。そして同月 16 日付で山林係から許可の旨が稟議され、4 月から測量が実施されることになった⁷⁶。

こうした海岸筋の防風林保護の背景の一つには、石狩郡の位置する日本海側地域において場所請負制廃止以降、本州から鯨漁者の参入が拡大し、彼らが漁夫を雇い、鯨粕⁷⁷製造用の竈に用いるために海岸部の樹木を濫伐、盗伐しているという状況があったと考えられる。むろん海岸部の濫伐は近世から続いており、松前家も請負商人に植樹を行わせるなど対応を施してきた⁷⁸。その意味では、濫伐や盗伐は明治以降における特有の現象とはいえないが、本論では場所請負制廃止後の漁業者の参入や移民増加に伴う開墾の進展が海岸部にとどまらず内陸部の山林までも加速度的に濫伐や盗伐の対象となっていくことを意識して考察する。

札幌県では明治 16 年春に管内の山林実態の調査を実施した。このとき小樽、高島、余市、岩内郡の実地調査にあたるなど日本海側の山林濫伐の状況を把握していた農商務省六等属兼札幌県六等属勸業課山林係の相山清利⁷⁹は、翌 17 年 1 月 15 日から 21 日まで各府県の代表を招集して開催された農商務省勸業会山林部会に札幌県代表として出席した。その席上、「山林ノ景況」を話し合った際、相山は札幌県管内の山林について、岩内など後志国 9 郡沿海地方は早くから殖民が進み、鯨粕製造や船材のために「暴伐」を極めてきたが、近年さらに移民が増加するに伴い、木材や薪炭の受容が増して伐採が進み、野火も多発したため、沿岸部の禿山化が進んだ。その結果、「営作工用」の木材は青森、秋田地方や 10 里ほど離れた内陸部などから求めなければならないほど「衰状」を極めていているとする。そのうえで、野火や濫伐により現在、「衰状」を極めようとしている地域として、後志国内陸、日高国、胆振国、天塩国、石狩国の沿岸部と大川沿岸部を挙げて、これら地域の山林保護と回復のために、野火の取締規約を設けて火災を予防すること、官費での植樹とあわせて民にも部分木付を奨励すること、薪材の欠乏している地域では鯨粕製造用の竈を改良して石炭を用いるように諭示すること、「疎立」した山林の伐木を停止して種木を保護すること、そして伐木行為に対する行政の監督を強化することを提言した⁸⁰。防風林の禁伐化を進めた背景には、石狩郡の抱えていたこうした課題があったともいえよう。

その後、北海道庁時代に至ると、まず初代長官の岩村通俊が明治 20 年 5 月の全道郡区長会議で述べた演説の要旨である「郡区長招集長官演説ノ大意」において、「共有山林ノ設置」が必要であると指摘した。岩村は、

北海道では「林政」が整備されず、濫伐や野火の弊害を招いているが、これは森林のほとんどが官有のため「人民愛林ノ情」が乏しいことにも由来すると述べる。そこで、道政の課題として「人民森林共有ノ法」を設けて、「一村ノ公有」にして濫伐を禁止し、野火を警備させたうえで植林を行う必要があると説く。あわせて「樹林保護」に必要なこととして、鯨を使用した鯨粕製造において薪材に代わり「煤炭」（石炭）を主に用いる改良竈の使用を提示する。鯨粕を製造する竈の下に燃料として使用する薪は札幌県だけでも 16 万敷にのぼり、このまま薪材確保のために伐採が進めば内陸部の森林までそれが及び、薪材の欠乏と製粕にかかる費用の増加を招く。そこで昨年から石炭を用いる改良竈を試作したので、今後漁業者がそれを利用すれば製造費用の減少だけでなく、森林保護にもつながるといふ⁸¹。林政の不足を「人民愛林ノ情」という「民」の保護意識の涵養と改良竈の普及によって補完しようという主張である。

こうした「人民愛林ノ情」を養い、森林保護意識を高めていく存在として期待されたのが郡役所である。明治 19 年の北海道庁成立後の林政は、当初は道庁の管理下であったが、経費節減のため監守人を廃止して山林事務を郡区長に分任していた、しかし明治 21 年 3 月に郡区長への委任を解除して、道庁に林務課を設けたうえで、道内に 18 か所の派出所と駐在所、分遣所を置いて山林事務を行うように変更した⁸²。林務課はその後いったん廃止されて、地理課が各派出所を管轄することになったが、それも明治 25 年 11 月に改められ、駐在所、分遣所を廃止のうえ、庁内に林務課を再置した。あわせて 11 月 12 日に「庁令第三十四号」を達し、明治 20 年 5 月「庁令第五十一号」の「郡区長分任条件」に、官林の監督・保護と官有森林・原野の立木、副産物（一廉 50 円未満）の払下げ願の許否決定、官有森林・原野の盗誤伐木（一廉 50 円未満）の払下げ処分権、林産物の払下げに付帯した官林地の貸下願いの拒否決定、森林諸収入の調査などを追加し、各地域の郡区長に山林事務を担わせることとした⁸³。

そのうえで明治 26 年 2 月 15 日、道庁長官の北垣国道は郡役所に対して「北海道庁訓令第 34 号」を達し、「曩キニ森林事務ヲ二分シ其将来ヲ施スヘキ林地測量及林植調査並ニ長期施業按、其他国土保安林、水源涵養林、魚附林、風致林、風防林又ハ町村共有林等ノ調査ニ係ルモノハ本庁ノ直轄トシ、其毎年度斫伐施業案ニ基キ森林竹木土石ノ払下林地貸下等ニ属スル事務ハ之ヲ分任」したことを述べたうえで、「林制ノ盛衰ハ国

家消長ニ関シ固ヨリ至重至大ノ要務」であるが、道内では移民の増加と鉄道枕木等の需要拡大、鯨粕製造等における薪炭の消費によって、木材の欠乏と大気の不調和を招く恐れがあると指摘した。そして、野火による山林の延焼や魚付林の濫伐による漁業の衰退といった問題を挙げつつ、「各自能ク此意ヲ服膺シテ専ラ監督ヲ周匝シ、諸般ノ宿弊ヲ矯メ、民人ヲシテ愛林養護ノ道ヲ知ラシメ協同一致益々林制ノ整備ヲ勉ムヘシ」と、郡長ら郡役所の吏員が山林の監督を徹底し、移民らに対して「愛林養護ノ道」を理解させるよう励むことを訴えた⁸⁴。移民らと直接対峙する郡役所が、山林保護の重要性を移民たちに説くことで、「愛林養護」の精神を涵養して濫伐を抑制していこうという意識がわかる。

しかしながら、郡長に山林事務を委任する体制では、濫伐や盗伐を抑止できなかった。明治29年9月15日、同年に北海道庁と台湾総督府を管轄するために設置された拓殖務省（翌年廃止）の次官となった北垣は、自身が行き組んできた北海道の山林事務の課題として、移民が増加するに従い、年々濫伐や野火の被害が進み、とくに渡島、後志の沿岸部の山林や魚付林は盗伐されているにも関わらず、山林の取締を実施できていないこと、そして郡役所に分任した林産物払下げの手続きについて、郡役所が事務の繁劇と経費節減により戸長役場に払下げ手続きを分任した結果、森林の管理が行き届かず、濫伐や盗伐を抑止できないでいることを挙げている⁸⁵。

北垣にみられる認識は、同時期に広く共有されていたようである。明治26年8月の郡区長会議の際に内務部長鈴木米三郎が陳述した内容をまとめた「森林ニ関スル演述」では、林政の課題として「森林検査監督ノ事」、「盗伐処分ノ事」、「禁伐林調査ノ事」、「官林内ノ侵墾ヲ取締ル事」が挙げられた。このうち「森林検査監督ノ事」では、郡役所に分任した払下処分にあたっての林木検査が検査員の「人少」や「旅費欠乏」のために省略され、はなはだしい場合は検査を経ずに伐採に着手させているとする。そのため出願者は「出願以外ノ樹木」も伐採し、「払受樹木ノ数倍ヲ盗伐」するに至るなど、「検査粗漏」のために「悪弊」を招いていると郡役所を批判し、厳密な検査体制の構築を求めている。また「盗伐処分ノ事」では、森林の盗伐が行われていることが知られているが、「犯罪者トシテ告発」することは少なく、取締りが十分に行き届いていないため、森林払下検査員と戸長も含め、警察官と協力のうえ取締りの厳格化を要請している⁸⁶。

同様に、札幌農学校農学科卒業後に道庁技手などを歴任した角田啓司は、論文「北海道林政論」において「森林管理」の問題点として、山林事務を郡長に委任した結果、郡長が戸長に事務を委ねるようになり、森林の衰退を招いたとする。その理由として、角田は「郡長ト云ヒ戸長ト云ヒ皆地方官ニシテ、人民ト直接ノ関係ヲ有シ、其福利ヲ庇護スヘキ職務ヲ帯ヒ、可成人民ノ輿望ヲ収メテ以テ事ノ生セサランヲ計ラサルヘカラサルヲ以テ、是ニ林木払下及ヒ監護ノ事務ヲ担任セシムルハ、恰モ慈母ヲシテ無頼漢ヲ譴責セシムルカ如シ、豈ニ能ク濫伐過採ノ弊ヲ矯正スルヲ得ンヤ」と、郡長と戸長が移民らと直に対峙する「地方官」であるため、森林の濫伐を繰り返して木材の払下げを求める「人民ノ輿望」を統制できないでいることを述べる。そのうえで、林政を郡役所から独立させる必要性を唱えた⁸⁷。

そもそも山林や森林の管理と取締りにかかる人員や予算も不十分であった。道庁事業手の河野常吉は明治 29 年 8 月に脱稿した「北海道森林経営策」という長文の原稿において、郡役所と戸長役場に分任された森林事務を担う官吏と経費の不足を指摘する。河野はまず明治 29 年度道内全域の森林面積を約 618 万 2000 町歩、各郡の林務員を監督にあたる郡書記 51 名と、実務にあたる事業手ら 120 名の計 171 名、そして道庁から配布された 29 年度の各郡林務処理費を事業手給料 3960 円、旅費 8850 円、傭人料 331 円とみる。この自身の調査をふまえて、林務員 120 人のうち 1 人が担当する官林面積は約 5 万 1117 町歩、1 人が年間で検査する払下木材は伐木予定調査と伐木後検査を合わせて平均 3 万 3984 本とする。そして、これらの検査にかかる旅費は払下処理のみに限定して 1 人平均 66 円となるが、年 6 回の検査と 2 回の臨時検査を行うならば 1 回の旅費（2 日半滞在を想定）は 8 円 25 銭であり、その旅程は平均 50 里で移動にかかる車馬賃等は計 7 円余を差し引くと、1 回の日当はわずか 1 円 25 銭になる。しかし、検査する木材は 1 日 1699 本である。

以上から、河野は人員の少なさから 1 人の担当区域が広大となり検査地への旅費がかさんでいること、1 回に検査する本数が多量であることを指摘し、検査の厳密化が徹底できずにいると述べる。この結果、検査の省略や粗雑化を招き、森林伐採の正確な把握に支障をきたし、実際の払下出願数以上の伐採がなされているとして、「国家的利益」の観点から林務官の増員や財政整理などをもちこんだ「官制改正及森林特別会計法」の実施を主とする「政務改定」の必要性を主張した⁸⁸。

このほかにも、「北海道土地払下規則」(明治19年)と「北海道国有未開地処分法」(明治30年)では、資産家の投機的な土地取得を黙認してきたという事情も指摘したい。時期が前後するが、河野常吉は明治35年9月8日に長官に対して道政の腐敗を建言したなかで、未開地処分では、「数多ノ第四種林ハ之ヲ秘密ノ間ニ解除シテ之ヲ公示セス、数名ノ高等官カ之ヲ随意ノ人ニ貸付シ、而モ其貸付ヲ受クル所ノ者多クハ所謂土地師、所謂政治家、若シクハ其周旋スル所ニシテ、真正ノ実業家ニアラス、唯其土地又ハ樹木ヲ売却シテ利ヲ博セントスル者ナリ、所謂山師ナル者ノ多キ、今日ヨリ甚シキハナシ」と、「山師」が未開地を取得し、立木を伐採して短期的に利益をあげている状況が述べられている。こうした事情もあり、道庁の「林務」は「森林ニ冷淡ナル亦驚クヘキモノアリ、当時殖民ニ適セサル山林モ往々殖民適地ノ名ノ下ニ解除貸付セラレ、其鬱葱タル森林ハ売買セラレテ山師輩ノ弄スル所トナリ(中略)然ルニ本庁ハ官林解除ニ急ニシテ、森林ヲ濫伐スルモ之ヲ顧ス、野火ノ延焼スルモ之カ取締ヲ厳ニセス、而シテ山林ノ保護植樹ノ奨励等ニ至リテハ蓋シ怠レリ」として、木材売却のための森林取得と立木の濫伐を見過ごし、野火の規制や植樹等を怠る道庁の態度を批判した⁸⁹。

実際に明治29年、札幌郡の野幌官林において官林解除された箇所が貸下地と接しており「近頃四隣より漸次浸墾濫伐せられんとするに至れる」として、野幌村戸長が取締方法などの意見を「具状」し、道庁が「詮議」している⁹⁰。官林解除に伴う濫伐の可能性が絶えず存在していたことをうかがわせる。

また無断開墾者への処分が有名無実化していたことも推測できる。明治30年5月15日刊行の『大日本山林会報告』第173号の記事「無断開墾者の処分」は、「官林原野を無願にて開墾」する者がいると述べ、これらの人々は「開墾の後貸下」を出願するか、「土地僻遠にして出願上不便」のため手続きを怠り、無断で開墾がなされているとする。しかし、本来は「厳罰」に処すべきだが、道庁では「数年間苦辛して良畑となしたるものを忽ち取揚るは不本意」として、「無願者を悉く罰する時は其数幾千にもなる事故、総て郡長に其实況を調査せしめ、更に貸下の手続きを踏ましめ、罰則に抵触せざる様なさしむると云ふ」と、無断開墾地も事後に調査、貸下げの手続きをさせることで、後付けで貸下げ地とみなす対応をとっていると指摘している⁹¹。道庁と郡役所が開墾者による開墾を追認する形で、土地の貸下げがなされる場合もあったことがわかる。

これら複数の認識から、郡役所に委任した林政では濫伐や盗伐、野火を抑制できないでいることがうかがえる。道庁の規制は、ほぼ無力に等しかった⁹²。花畔村の防風林保護は、こうした道内の森林行政をめぐる環境下で立案、実行が目指されたものであった。

第 2 節 独自の保護規約の試み

以上をふまえたうえで、改めて花畔村の防風林保護について検討していく。明治 26 年 2 月 19 日の「村内一同集会」で防風林保護（第一条）を明記した「花畔村村民契約証」が議決されたことをうけて、総代人の金子は同年 4 月 19 日、北海道庁長官宛に「風防林新設並殖民地選定願」を提出し、従来の防風林に加えて村内にも防風林を新設するよう要請した⁹³。

本村地影ハ縦凡ソ二里半（約 9.8 km —筆者）、横凡ソ壱里（約 3.9 km）許ニシテ別紙図面ノ如ク西北ハ海浜ニ接シ、東方ハ石狩川ニ沿シ、石狩港ヨリ札幌ニ達スル県道其方位西百間以外ハ樹林或ハ草生ノ湿地ナリト雖トモ、地味豊濃ニシテ耕耘ニ適当ナル而已ナラス、殊更桑樹培養ニ適スルハ唯々地味ノ豊濃ニ因ルニアラス、常ニ新鮮ノ空気ヲ帯ヒ来ル石狩川ノ澄嵐アリ、又海浜添フテ禁伐林ノ設ケアル処ノ二点ニ拠テ以テ花畔村ハ渾テ養蚕地ナリト云フ、今其禁伐林ハ耕地ニ尤モ必要ナルコトハ論ヲ俟サル処ナレトモ、然レトモ近来ハ其禁伐林ヲ濫リニ剪伐スルモノアレハ後日必ス其禁伐林ノ形影而已ヲ遺シ、遂ニ暴風土砂ヲ飄颻シテ以テ砂漠中遙ニ村落アルヲ見ニ至ラン、今哉我等村民ハ苟モ之ヲ看過ナスニ忍ヒス、後日臍ヲ噬ムノ憂ヲ前途ニ防カンコトヲ希望ス、拠之從來ノ禁伐林而已ニテハ数百間隔ノ耕地ノ防禦トナラサレハ何ソー村ノ安心ヲ期スルコトヲ得ン、爰ニ於テ今般風防林ノ新設ヲ以テ一村ノ安眠ヲ商リ度候間、何卒別紙図面ノ箇所へ更ニ風防林御新設被成下度、而テ右風防林ト共ニ速ニ殖民地御選定相成度、別紙畧図中黄色ノ箇所間口五拾間、奥行二百五拾間ノ歩数壺万二千五百坪ヲ以テ殖民地地壺戸宛一区域ト定メ度、依之県道ニ添フテ方位西請願排水道路敷地マテ五百間図面無色ノ箇所ト、又輕川新道ニ添フテ西北三百間無色ノ箇所トヲ更ニ除キ、黄色ノ箇所ニ当テ近年追々貸下出願中ノ分ハ不殘図面黄色ノ区

域へ殖民御選定ヲ懇願仕候、然ラサルトキハ風防林並ニ排水ノ位置ヲ失フ而已ナラス村内道路敷地ニ屈曲ヲ生シ、村民往来ノ不便ヲ来シ、殊ニ村落ノ体面ニ錯雜ヲ興起シ、而テ先々ノ出願者ニ取テハ土地区域ニ争ヒヲ生スヘク、又無資力者財利的ノ弊ヲ防キ、総テ道庁ノ御手数ヲ除クヲ以テ貸下ノ御踏査モ自然過速ニ至ルヘク、然ルトキハ実ニ一村殖民ノ幸福尠ナカラス候次第ニ付、前條兩様共速ニ御採用被成下度奉願上候也

花畔村ではすでに海岸沿いに防風林が設置されているが、それら禁伐林を違法に伐採する者がいるほか、海岸線の防風林だけでは一村の安全を図ることが難しいため、別紙図面（詳細は不明）に指定した箇所に、新設の防風林を設けるのと同時に殖民区画を設定してほしいと要望する。そして、もし指定の箇所に殖民区画を設定しない場合は、新規移住者の入殖により防風林や排水路の設置に障害が生じるだけでなく、道路の屈折や土地をめぐる紛争も招くとして願書の採用を求めたのである。

次いで、5月30日には花畔村を管轄する親船町外九町三村戸長が防風林の新設を求める上申書を道庁に提出した⁹⁴。この願書提出を受けて、6月27日と8月20日に殖民地選定を目的に道庁殖民課の技師柳本通義が来村して実地調査を行い⁹⁵。防風林と排水路の予定地⁹⁶を殖民区画に設定することに決まった。こうして、花畔村の防風林は図1のように形成されることになった。海岸線の防風林に加えて、道路沿いに大小の防風林が設置されていることがわかる。

これにより、同年8月20日の「重立集会」（表1）から小学校の増築や共同墓地の設置に関しての協議が始められたように、花畔村では共同墓地、小学校の増築など村内の施設を定めることにもつながった⁹⁷。花畔村の防風林は他政策とも連動した村落開発の一環として展開されたことがわかる。村落という生活・生産のための領域（社会）を形成するためにも、防風林を保護する必要があったのである。

なお花畔村で防風林設置が迅速に進んだ背景には、明治26年に長官に就任した北垣国道による札幌と銭函間を、石狩川を經由して結ぶ運河計画の影響があったことも推測できる。明治19年に札幌市街地の創成川は琴似川を通じて石狩川流域の茨戸まで通じることになった。そこで、明治28年頃から北垣は新たに茨戸下流の花畔村から小樽郡銭函までの運河を開くことで、札幌と銭函を結んで運河流域地域の排水や灌漑、

水力利用を実現しつつ、銭函の鉄道駅と運河の連絡を達成しようと計画した。その際、運河沿岸に防風林を設置することで、運河の維持が目指された⁹⁸。実際に、図 1 の石狩川から左斜上にかけて引かれた運河線除地の周辺に防風林が確認できる。道庁の政策意向からも花畔村の防風林は望まれたのである。

ただし、「花畔村村民契約証」による防風林の保護に関する規約は、必ずしも守られたわけではなかった。薪や炭用の木材として売買目的や生活用途のために、村民や近隣の住民が防風林の濫伐を続けたからである⁹⁹。一例を挙げれば、明治 29 年 2 月 15 日の「村中集会」では「禁伐林風防林堤防地ノ伐木ヲ禁止ノ事」が議題にされているほか、3 月 5 日には村民の大村勘六が村内第 6 線 7 号の防風林を伐木する事案が生じている¹⁰⁰。また防風林だけでなく、村内の桑樹についても近隣の琴似と篠路の屯田兵が伐採するという問題が発生していた。花畔村は両屯田兵の伐採を拒んだものの、「多勢」で「権威ヲ張り」、「粗暴ノ挙動」によって伐採を止めることができなかった¹⁰¹。花畔村は村内に限らず村外からも樹木の濫伐に曝されていた。

こうした事態を受けて、金子は明治 29 年 3 月に「一己ノ私利ヲ謀リ」、伐採を繰り返す者から防風林を保護するべく、村民たちによる独自の「風防林保護規約」を設けて、「官ノ御手数」を省くことを申し出た¹⁰²。保護規約の原案は「村民契約証」第一条を踏襲しつつ、防風林と地積内の枯木、倒木、下草の伐刈を禁止すること、新たに春季の「村中集会」での投票または総代人の指名により「監査人」を選出し、受持区域を定めて防風林の保護と伐採者の取り締まりを行うこと、伐採された草木は取りあげて公売したのち「町村蓄積金」として蓄えるほか、代価の 2 割を違反者から徴収することなどが明記され、「村民一同協議之上決定」することとされた¹⁰³。この保護規約は協議、修正のうえ翌月に取りまとめられた。内容は、前文で「風防林ハ単ニ風防ノ用ヲ為スノミナラス、村里ノ風致ヲ高メ、水源ヲ養ヒ且ツ渉海ノ目標トモナルヘキモノナレバ最モ必要ナリトス」と、防風林は防風だけでなく、風致や水源の涵養、船舶の目標になる不可欠のものと述べたうえで、第一条で防風林の伐刈を禁止すること、第二条と第三条で総代人と各組長の協議、指名によって「風防林守」を選び、受持区域の防風林を取り締まること、第四条で風防林守は名誉職であること（ただし違反者を訴える際の費用は村内の共有金から支出する）などが明記され、総代人と各組長の署名、捺印を付して

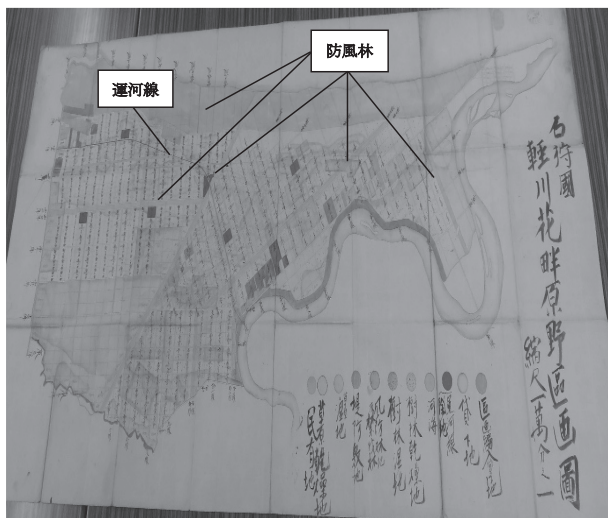


図1 「石狩国軽川花畔原野区画図」

年不明（北海道大学附属図書館北方資料室所蔵、図類 844

(1)）を加工して使用。

議決された¹⁰⁴。

しかし、金子の「履歴」などによれば、「風防林保護規約」が3年後の明治32年8月に改めて議決されているように、ただちに村民に受容され、遵守されたわけではなかった¹⁰⁵。『北海道殖民状況報文』には、花畔村では明治30年頃まで「殖民貸付地」の立木（貸付地には防風林も含まれる）を伐採して薪材に加工し、年間2万敷から3万敷を石狩市街に供給していたが近年、樹木が「漸次欠乏」し始めており、村内の売買相場が1敷1円20銭となっていることが記されている¹⁰⁶。また、明治32年8月12日の「風防林保護法按御認可願」にも、明治26年の「風防林新設並殖民地選定願」提出以降に防風林の新設が進んだものの、その後「之ヲ伐採シ或ハ境界ヲ誤リ侵伐スル者往々有之」という状況が、新たな保護規約を作成した理由として記されている¹⁰⁷。これらの伐木行為の背景には、前述した鯨漁者が樹木を濫伐、盗伐していたことに加えて、日清戦争の前後にかけて生じた鉄道用の枕木や炭鉱用の坑木の需用拡大に伴う伐採の進行¹⁰⁸といった複合的な要因も考えられる。

以上から、明治26年の「村民契約証」ではじめて防風林の保護が提示

された後も、村民による防風林などからの伐採を抑止できないでいる状況がうかがえる。この時間差からは当規約をめぐる村内の合意形成が難航したことが推測できる。同時期は、毎年入植者が移住しており、新規の移住者に対してその都度、規約への同意を求める必要性があった点を考慮すべきではあるものの、村の私的な規制に基づく防風林の保護は徹底できずにいたのである。防風林を保護することは村の生活維持にとって必要であり、濫伐は将来的に資源の枯渇を招くことは想像に難くないものであっても、村民にとって日々の生活や収入獲得のための伐木行為の抑制は容易に納得できるものではなかったと考えられる。移民村落の共同関係は、共同体の維持と各家の日々の生活維持のための行動(村＝総代人からみれば「一己ノ私利」とも捉えられる)との間で、揺れ動きながら形成されていったといえよう。

ここでは、花畔村それ自体が自然発生的に諸個人の行動を規制する機能を備えているわけではなく、村内の合意が形成されることによって諸個人の行動を規制する機能を得ることができたのではないかということを目指したい。あわせて、村規約はあくまでも村民独自の取り決めであるため、村外からの濫伐に対してまで強制力を持ちえなかったことも付言したい。

第 3 節 保護規約の締結と関係諸政策

かかる状況に変化が訪れる契機となったのは、①明治 29 年 5 月 29 日に定められた「殖民地撰定及区画施設規程」と、②明治 30 年 4 月の法律第 46 号「森林法」の公布、③明治 31 年の石狩川の洪水であると考えられる。

まず、①「殖民地撰定及区画施設規定」について、同規程は殖民地を区画する際の土地基準をはじめ体系的に定めたものである。規程第四条では区画設計の「標準」として、最初に道路予定地を設けたうえで、一部落あるいは一村で一区画とすること、一村は 300 戸ないし 500 戸に対する耕宅地(予定地含む)と仮定することなどを規定した。300 戸ないし 500 戸で一村という基準は明治地方自治制に伴う明治の大合併における合併標準(明治 21 年 6 月 13 日の内務大臣訓令第 352 号)と一致しており、おそらくは明治 30 年 5 月 25 日に制定された北海道一級町村制・二級町村制の施行(明治 32 年 10 月 1 日、北海道区制とともに施行)

を念頭に置いたものと考えられる。

そのうえで、第五条において区画設計にあたり設定する予定地として、道路または排水渠敷地（幅4間ないし10間）や町村共有地（耕地30万坪、町村費の10分の2の収入を基準）、1戸につき1万2000坪を基準とした薪炭林および1戸につき1万5000坪を基準とした草刈場、市街地（300戸ないし1000戸、1戸の間口6間、奥行14間84坪以下）、官衛公署及共有地、学校病院敷地、神社寺院敷地、公園遊園敷地、墓地火葬場（一村で一か所、1万5000坪前後）、「旧土人開墾地」（1戸につき1万5000坪）などと合わせて、防風林、風致林、水源涵養林等のための保存林が記載され、このうち防風林は少なくとも1800間（約3200m）ごとに設置することとされた¹⁰⁹。以下は推測だが、植民地の設計において防風林地の設置が明記されたことは、防風林の保護が道庁からも要請されたことを意味しており、それが花畔村における防風林の永続的な保護を促すことにもつながったのではないかと考えられる。

次に、②の森林法については、当初、北海道では森林法のうち第三章「保安林」（飛砂の防止や水害、風害の防備、水源の涵養や魚附、風致に必要な森林）に関する規定のみが適用された。これを受けて、北海道庁は同年12月20日に勅令第455号を発して「北海道保安林編入解除手続」を公布し、利害関係者は保安林の編入と解除について、支庁長を経由して道庁長官に申請できることや、編入解除への異議申し立てを行えることを定めた（なお編入解除は道庁長官が必要に応じて決定できるなど長官に強い決定権が与えられた）¹¹⁰。

森林法と「北海道保安林編入解除手続」といった一連の法整備を受けて、花畔村では防風林を法的規制をふまえて保護する動きが生じた。明治32年6月24日、総代人は道庁札幌支庁長に宛てて、防風林は森林法第三章に記載の6種類の保安林種別のうち、どれに適合するものかを問い合わせた。そのうえで7月5日に道庁長官宛に「風防林之議ニ付願」を提出した¹¹¹。

本村者石狩川沿岸ニシテ海浜ニ望ミ、従前者樹林地ニ有之候処、明治四年開村以来船舶ノ便理アルヨリ村民而已ナラス諸方ヨリ伐木ヲ願、遂ニ海浜ニ設ケアル禁伐林迄自然濫伐ヲ致シ、現在風防之用ヲ為ス樹林残少ニ相成候、明治廿六年四月花畔村ニ風防林新設及殖民地選定願ヲ致候ニ付、村内縦横ニ風防林ヲ被定候モ、既ニ開墾致セ

シ土地モ右ニ加リ又樹木ナキ箇所モ多ク有之、村民相互ノ契約ヲ為スモ行レ難ク空ク時日ヲ経過仕候、本村ハ現在戸数三百廿五戸ニシテ追日戸数モ増加致候、然ルニ将来一村ノ安否ニ係ル風防林者自然樹木生立致サス減少ヲ見ル而已ニテ心痛仕居候、前條ノ次第二付明治三十年四月六日法律第四拾六号第三章^{第三章か}第三条ニ基キ営林方法御設置相成度、何卒実地御調査之上何分ノ御所置奉願上候也

「風防林之議ニ付願」は、花畔村は石狩川河口に位置しており船舶での移動に便利であったことから、開村以来、村民だけでなく周辺地域からも伐木を行う者が来訪し、明治 16 年に設置された海岸沿いの防風林までも伐採禁止を破って濫伐する者が現われたとする。こうした状況のなか、明治 26 年 4 月 19 日の「風防林新設並殖民地選定願」をふまえて花畔村は殖民区画に指定され、従来の海岸筋に加えて道路にも防風林が新設されることになった。これにより、新たに「村民契約証」で防風林の伐木禁止を取り交わし、樹木の保護を村内共同で実施することにした。しかし、新設された防風林は開墾に伴う伐木が進み樹木が無くなった土地にも設定されたことや、村民契約で規制した伐木禁止も違反者が出て効果をなしていないと現状を指摘する（前掲『殖民状況報文』の内容と符合する）。そのうえで、新規入植者に伴い今後も戸数と人口が増える見込みのなか、防風林が濫伐され続けている現在の状況では、樹木の生育が進まずに減少することにつながり、ひいては村の安全に関わる問題であると述べる。そのうえで、森林法第三章によって営林方法を設け、保安林に編入するよう長官に申請し、実地調査を求めたのである。

さらに花畔村の村民に防風林保護の必要性が自覚された社会的な背景には、③明治 31 年の石狩川の洪水と石狩川流域の濫伐の進展もあったと考えられる。石狩川河口に面した同村はこの洪水で甚大な浸水被害をうけている。

この洪水の原因について、『殖民状況報文』には、石狩川上流の「山岳丘陵」は明治初年まで林相を保っていたが、移民の増加と鯨漁者の増加に伴い、「毎年用材ノ為メニ斫伐シタルコト多キヲ以テ、目下附近ノ山林ニハ見ルヘキノ樹木ナキニ至レリ」状況になったと、濫伐が進んでいたことが挙げられている¹¹²。

また状況報文作成のために石狩国を調査した道庁殖民課の一色藤之助は、復命書のなかで明治 31 年の石狩川の氾濫原因について、明治 15 年

以降、石狩川と支流の上流部への移民の入植と開拓が進み、排水溝が設けられた結果、降雨時の排水が迅速に石狩川に注流することになったものの、石狩川河口の拡張や下流域の排水工事が不十分であったことが水量の急激な増加を招き、浸水被害を拡大させたと述べ、財源の許す限り速やかに河口の修築とピトイー花畔間の分水路開鑿工事、各排水路の吐口に逆流を防ぐ防水門を整備することを挙げる。そのなかで一色は同時に、もう一つの要因として上流部の開拓によって「従来鬱茂セル樹木」を「悉ク伐採」した結果、「降雨ニ際シ、其水滴ハ樹木草根等ニ吸収セラル、コトナク」石狩川に流入することを招いたと述べ、治水方針として、「水源ノ涵養林、保存林ノ区画」を明確にしつつ、砂防工事や築堤工事を適宜施す必要性を指摘している¹¹³。

実際に明治32年1月に発足した石狩川治水期成会（花畔村からは総代の金子清一郎、山本多蔵のほか橋本賢弘が参加）では、第一回の議題として出水警報組合の組織や、本支流の治水調査と治水の大計を急ぎ確立すること、石狩川河口の修理及び分水工事の請願などと並び、「水源涵養之事」として、本支流の「水源官林ノ濫伐ヲ停止シ、並山林貸付拂下等ノ処分停止」に関することが議決されている¹¹⁴。

いずれも、鯉漁の活性化や石狩川本支流の上流部における開拓は上流部の森林伐採を招くものであり、石狩川の水害被害を拡大することになったと分析されている。その結果、水源涵養のために石狩川流域の水源涵養林と保存林を整理する必要性が自覚されたといえる。花畔村の村民が防風林の保全に取り組むことになる背景には、以上のような石狩地域一帯が抱えた環境保全の問題もあったのであろう。

これらの状況を背景として、花畔村では明治32年8月12日に「村中惣会」（出席110名）が開かれ、「風防林保護規約」を取り結んで9月より施行すること、防風林地を開墾した分は本年限りで返還することなどが取り決められた¹¹⁵。

新たな「風防林保護規約」では第一条で村内を数区に分けて各区に「林守」を置いて保護を担わせるとともに、「造林方法」を実施することが記された。また第二条で「風防林接続地主」は防風林地との境界が明確になるよう草木を刈り取っておくこと、第三条で「風防林守」は当分のところ「其組合ノ部分ニ掛ル組長」が担当すること、第四条で「風防林守」は「名誉職」だが、村内協議を経て第六条記載の収入金を支給する場合もあること、第五条で「風防林守」は担当区域を巡視し、違犯者を確認

した場合は「速ニ其筋へ届出ル」こととされた。そして第六条で「風防林守」は区内で枯木、倒木または下草の払下げを要するときは、総代人に届け出て出願、許可のうえ処分すること、もし「純益」が出た場合は「殖林用若クハ第四條ノ経費」に宛てることが規定された。基本的には明治 29 年の保護規約と同様の内容であるが、新たに「造林方法」に関する文言が加えられるなど、防風林の保全が打ち出されている。前述の「殖民地選定及区画施設規程」と、「森林法」の公布、石狩川の洪水の影響がうかがえよう。

もともと、防風林の伐採を禁止することは村民の伐木業を抑制することでもあることから、伐木業に代わる生業を村民に提示する必要性も生じることになる。それゆえ、金子は移住当初から養蚕業を推奨したほか、明治 30 年には「花畔村共同果樹会」¹¹⁶を設立し、林檎や葡萄の栽培を村民たちに奨励するよう働きかけるなど、村民に対して新たな生業への転向を推し進めていた。ただし、木材は生業のほか日々の生活にも不可欠であるほか、果樹栽培などの新規事業も上手くいく保障がないことから、生業の転換だけでは村民の伐採行為を抑止することは難しい。

これらの課題に対して、金子は前述の「風防林之議ニ付願」に先立ち、同年 4 月 17 日に「共有基本財産之儀ニ付願」を長官に提出した¹¹⁷。願書では明治 26 年 4 月 19 日の「殖民地選定願」を提出する際に、あわせて村内に共同の桑園地 12 万坪と共有畑地 12 万坪の貸下を申し出たが却下されたことで、これまで共有財産が設定されることはなかった。しかし、現在の花畔村では防風林など樹木の濫伐によって薪炭が不足していることから、新たに共有財産として最寄の森林約 500 万坪を得たいと要望している。

この願書は直ちに認められなかったものの、翌明治 33 年 3 月 26 日の「小集会」で「村有地」として厚田郡聚富村字堀頭の未開地 9 万 4670 坪の貸付を得たこと、4 月 1 日に各組 1 名を当地に派遣して界杭の設置と立木数の調査を行うことが議決されている¹¹⁸。その後、当地は 5 月 26 日付で正式に貸付許可を受けた¹¹⁹。そして当地で伐採した材木は競争入札で払い下げることで村民の収益となった¹²⁰。実際に同年 12 月には、当地からの材木払下げによって 33 円を戸長役場から受け取り、出願した村民に分配している。また 33 円を分配するなかで「山林監督料」として 8 円が記載¹²¹されているように、村独自で山林の監視を行う体制が敷かれることになった¹²²。

金子は保護規約の作成とあわせて、生業の転換や共有財産の取得によって、村内の防風林の濫伐を抑制しようと試みたといえよう。これらの一連の取り組みを通じて、花畔村は直面していた課題を乗り越えようとしたと考えられるのである。

おわりに

本稿では明治 20～30 年代の北海道における移民村落の運営について、花畔村を事例に、花畔村が独自に開設した村民の合議体と村規約の性格に着目して分析してきた。石狩川の河口部に面し、砂地の土壌であった花畔村では、当初は開墾が十分に進まず、出稼ぎ漁業や伐木業などで生計を立てる村民が多く、村民の定住意思は薄かった。こうした事情をふまえて総代人となった金子清一郎は村民の定住化と村内の共同関係の形成を試みた。そのなかで結ばれた明治 26（1893）年の「村民契約証」と村独自の合議体の開設は、村民として遵守すべき事項を知らしめるほか、村の共同事業への参加を促すことで、共同関係の形成を導く意味を持ったといえる。

開設された独自の合議体は、村内の人口増加に伴って改編されつつ、政策審議を通じた村内の共同関係を構築するための場としての存在することになった。そこでの議決は多数決が採用されており、総代人の意向が多数決により否決される事案もみられるなど、村民の多数意見を村政に反映させていく機能を帯びていた。移民村落内では、公権から自立した村民による「自治」が展開されていたことが指摘できよう。

一方、村民の生活維持を果たしていくための主たる課題として金子を中心に組み込まれたのが、浜風や強風から村を守るための防風林の保護である。花畔村をはじめ石狩湾沿岸地域の防風林は札幌県時代の明治 15 年から 16 年にかけて禁伐林に指定され、北海道庁時代には郡役所を中心とした山林事務のもとで保護の対象とされたものの、取締りにかかわる人員や予算の不足などから、濫伐や盗伐を抑制することができなかった。このように公権が管理能力を欠くなかで、花畔村は村民の生業や生存の維持を図るべく、独自に防風林を保護する規約を取り結ぼうとした。それが明治 26 年の「村村民契約証」であり、明治 32 年に締結された「風防林保護規約」であった。

しかし、「村民契約証」ではじめて明記された防風林保護に関する取り

決めは、その後も村民内外からの濫伐や盗伐に直面しているように、人々の行動を規制できたわけではなかった。防風林の保護は村を維持するために必要であっても、個々の村民にとって、それは日々の収入源となる伐木行為の抑制を促すものであり、容易に納得できるものではなかった。それゆえに、金子は村民に対して他の生業を奨励したほか、村外に共有財産となる山林の取得を試みるに至った。そして、これらの取り組みと並行して「殖民地撰定及区画施設規程」と「森林法」第三章といった法制度の適用や、明治 31 年の石狩川洪水の原因として山林の濫伐が指摘されたことなどを背景にして、明治 32 年に「風防林保護規約」が改めて結び直されることになったのである。

こうした花畔村における防風林保護に対する一連の取り組みについて、『殖民状況報文』は「其所為頗ル嘉スヘキナリ、今ヤ風防林ノ保護、植樹造林ノ急務ハ独リ当村ノミニ非ラス、比較的旧殖民地ニ於テハ大抵樹木欠乏ノ状態ニ迫ラサルモノ（少ナシ）、左レハ其村落ノ状態ニ拠リ適法ヲ設ケテ植樹造林ノ計ヲ為スハ実ニ目下ノ急務」であると述べて、花畔村の自主的な保護規約にならい、他の村落でも森林の造林と保護を行うべきと主張している¹²³。これは石狩川上流域の樹木伐採に伴う洪水の発生や、鯨漁者の増加と魚粕製造に伴う山林濫伐といった北海道日本海側の移民村落が抱えた課題をふまえてなされたものと考えられる。こうして花畔村の防風林保護に関する規約は、北海道の移民村落における森林保全と村民の共同関係のモデルになりえると評価されることとなった。しかし、それは道庁の保護に頼れない問題として、村民が独自に規約を結んで生活維持を図るための取り組みであった。

また、以上の防風林保護をめぐる規約の締結過程からは、移民村落は村民諸個人の行動を規制できるような機能を自然に備えていたわけではないことが指摘できる。むしろ新規の移民を含めてその都度、合議体を起点に村民相互で規約を遵守することへの合意が形成されることによって、はじめて移民村落は村民の行動を規制する機能を与えられたと考えられるのである。北海道の移民村落とは、諸個人が生活や秩序を維持していくために、規約という形で「約束」を取り交わし、共同関係を構築することになる領域であった¹²⁴。

【付記】 本稿は科研費 23K12418 による成果の一部である。また政治経済学・経済史学会 2024 年度秋季学術大会における報告内容の一部に大

幅な加筆を加えたものでもある。当日、忌憚ないご意見をいただいた方には、この場を借りて御礼申し上げる。

[注]

- 1 研究史整理は、内藤隆夫「北海道近代史研究のための覚書」(『経済学研究』61-3、2011年)を参照。
- 2 北海道庁編『新撰北海道史』全7巻(1936～1937年)。
- 3 斉藤仁『旧北海道拓殖銀行論』(農業総合研究所、1957年、1999年に日本経済評論社から復刊)。田中修『日本資本主義と北海道』(北海道大学図書刊行会、1986年)。
- 4 榎本守恵『北海道開拓精神の形成』(雄山閣、1976年)。永井秀夫「北海道の自由民権運動」(『歴史評論』415、1984年)。船津功『北海道議会開設運動の研究』(北海道大学図書刊行会、1992年)。同『歴史学と民衆史運動』(北海道出版企画センター、1994年)。
- 5 田中彰『日本の歴史24 明治維新』(小学館、1976年)。桑原真人『北海道史研究序説』(北海道大学図書刊行会、1982年)。永井秀夫『日本の近代化と北海道』(北海道大学出版会、2007年)。
- 6 前掲桑原『北海道史研究序説』。
- 7 塩出浩之「北海道・沖縄・小笠原諸島と近代日本」(『岩波講座日本歴史15』近現代1、岩波書店、2014年)168～169頁を参照。
- 8 前掲塩出「北海道・沖縄・小笠原諸島と近代日本」。同『越境者の政治史』第1章(名古屋大学出版会、2015年)。
- 9 前掲塩出「北海道・沖縄・小笠原諸島と近代日本」、169頁。
- 10 同上、169頁。
- 11 同上、181頁。
- 12 本稿は直接的にアイヌに対する抑圧を問題にしているわけではない。ただし、使用する史料に必ずしも明示的でなくとも、移民集団の村落形成には、土地利用をめぐる移民とアイヌの競合関係やアイヌに対する移動の強制、生業の否定、地名の変更などが伴うことがある。移民村落を扱う本稿の背後には、こうした諸問題が存在しており、この限りにおいて、本稿は「植民地主義」のあり様を問うことにもつながる。塩出の議論を借りつつ述べると、「属領」としての北海道開発が移民村落の形成を伴い進展することにより、アイヌは和人との支配—従属関係に追い込まれるのである。北海道の社会形成を考えるうえでは念頭に置いて検討する必要がある。なお、開拓に伴うアイヌに対する抑圧を扱った近年の研究に、山田伸一『近代北海道とアイヌ民族』(北海道大学出版会、2011年)。檜皮瑞樹『仁政イデオロギーとアイヌ統治』(有志舎、2014年)。榎森進『アイヌ民族の歴史』(草風社、2015年)。谷本晃久「近代初頭における札幌本府膝下のアイヌ集落をめぐる」(『北方人文研究』11、2018年)。関連して、アイヌの風俗を取り込んで社会を形成してきた近世の場所請負制(場所共同体)が、近代の移民流入や場所請負制の廃止により、変質を遂げ、アイヌの生業の否定などの抑圧を生み出していく過程は、檜皮瑞樹「明治初年の北海道移住と在地社会」(『歴史学研究』989、

- 2019 年)、岩崎奈緒子「『歴史』とアイヌ」(キャロル・グラック他著『日本はどこへ行くのか』日本の歴史 25、講談社、2003 年)、山田伸一「遊楽部川へのサケ種川法導入と地域住民」(『北海道開拓記念館研究紀要』36、2008 年)、同「札幌県における十勝川流域のサケ禁漁とアイヌ民族」(『北海道開拓記念館研究紀要』37、2009 年)、谷本晃久『近世蝦夷地在地社会の研究』(山川出版社、2020 年)を参照。
- 13 前掲榎本『北海道開拓精神の形成』。田中彰・桑原真人『北海道開拓と移民』(吉川弘文館、1996 年)など。
 - 14 田畑保『北海道の農村社会』(日本経済評論社、1986 年)、平井松午「徳島県出身北海道移民の研究」(『人文地理』38-5、1986 年)、同「北海道移民にみる連鎖移住の構造」(『地理学評論』61-10、1988 年)、大庭幸生「北海道移民送出地域類型化の試み」、猪俣良夫「明治後期秋田県からの北海道移住」、中村英重「岐阜県と北海道移住」(いずれも、永井秀夫編『近代日本と北海道』河出書房新社、1998 年)など。
 - 15 森岡清美「北海道篠津兵村の展開と村落構造」(『社会科学論集』4、1957 年)、桑原真人『戦前期北海道の史的研究』(北海道大学図書館刊行会、1993 年)など。なお屯田兵村は、軍事組織である屯田兵を土着させて形成した村落であり、その本質は軍事機構となる。このため、他の移民村落とは性格を異にするものである。
 - 16 鷹田和喜三『北海道の村落祭祀研究』(人間の科学社、1986 年)。遠藤由紀子『近代開拓村と神社』(御茶の水書房、2008 年)など。
 - 17 鈴江栄一『北海道町村制度史の研究』(北海道大学図書刊行会、1985 年)。
 - 18 なお、近世の場所請負制に基づく場所共同体が近代の漁村に変容していく過程は、David L. Howell [河西英通・河西富美子訳]『ニシンの近代史』(岩田書院、2007 年、原著は 1995 年)田嶋佳也『近世北海道漁業と海産物流通』(清文堂出版、2014 年)がある。とくに Howell の研究は狭義の地域史にとどまらず、北海道民衆を世界史的視座に立って位置付けようとした研究であり、参考になる論点が多いが、本稿ではこうした場所共同体を下敷きにして近代に村落化した海岸部の漁村ではなく、近代にかけて移民の入殖と定着が進行した移民村落における社会秩序の形成を扱う。
 - 19 山中永之佑『日本近代国家の形成と村規約』(木鐸社、1975 年)。神谷力『家と村の法史研究』(御茶の水書房、1993 年)。
 - 20 松沢裕作『日本近代村落の起源』(岩波書店、2022 年)。
 - 21 松沢の議論の前提には、静岡県周智郡犬居村において、近世村たる大字以外にも、明治に形成された「学校区」が、住民の共同関係の領域として行政村の下部単位になったことを指摘し、大字と行政村の関係だけでは行政村の内部構造を理解できないとする湯川郁子「地方改良運動期の部落と行政村」(『歴史学研究』585、1988 年)の指摘がある。
 - 22 ここでは代表的研究として、坂根嘉弘『日本伝統社会と経済発展』(農山漁村文化協会、2011 年)を挙げておく。
 - 23 坂口正彦・飯田恭編『農村における結合関係の比較史』(日本経済評論社、2025 年)。
 - 24 坂本紀子『北海道移住民と学校』(六花出版、2024 年)。
 - 25 金子清一郎は、天保 13 年 11 月 11 日に越後国三島郡瓜生村(長岡牧野家領分)

の庄屋を務めた金子家の長男として生まれる。父の眞造は苗字帯刀を認められ、領内河根川組 36ヶ村の割元役（割元庄屋）を務めたほか、清一郎も慶応 2（1866）年には北組 93ヶ村の郷横目役を務めるなど、代々、領内の民政や治安維持に従事した家であった。また元治元（1864）年に金子清一郎は自宅にて関次孫左衛門（北魚沼郡並柳村大割元役）、二階堂保則（南蒲原郡中之島村医師）、若月元圃（中之島村儒者）らとともに時勢を議論したことをきっかけに、越後国内の縁戚関係や学問ネットワークを通じて同志を募って政治的活動を行うようになった。そして明治元年 1 月 18 日に高橋竹之介（南蒲原郡杉之森村名主）が戊辰戦争に伴い北上していた北陸道鎮撫総督の高倉永祐に拝謁し、同志をまとめて戦時の先鋒となるべき旨の沙汰書を受けたことをきっかけに草莽隊の方義隊（のち居之隊）が結成され、越後国内の戦闘に従軍した。こうした草莽隊での活動の結果、金子は明治元年 8 月 10 日に越後府民政局に登用され刑法聴訴方試補を兼任したほか、明治 3 年 1 月には居之隊が東京警備にあたる第三遊軍隊に編入されて活動を行った。その後は、明治 7 年に新潟県第四大区八小区瓜生村の地租改正調用掛、同 10 年には第四大区八小区二番組戸長、郡区町村編制法施行後の 14 年 11 月 19 日には瓜生村外五ヶ村連合戸長となるなど、当地域の有力者として地域運営に携わった。そして、明治 20 年 3 月に北海道へと渡り遊歴ののち、翌年 5 月に花畔村に移住し、25 年 8 月 14 日に同村総代人に選出され、村政をリードしていくことになる（以上の経歴は、「履歴」石狩市教育委員会所蔵「金子家文書」36・3-2。新潟県編『新潟県史』資料編 13、1980 年、13～16 頁。同編『新潟県史』通史編 6、1987 年、104～107 頁を参照）。おそらくは、移住前の地域運営経験が、総代人に選出される要因になったと推測できるが、本稿では、かかる立場の金子がどのように移民村落を運営していこうとしたのかを検討したい。

²⁶ 坂本紀子「『小学校規則及小学簡易科教則』下の北海道における小学校の実態」（『日本の教育史学』54、2011 年）。のち、前掲坂本『北海道移住民と学校』第一章。

²⁷ なお総代人については近年、上田哲司「移住型植民地・北海道における名望家の登場」（『北方人文研究』15、2022 年）、同「北海道の「開拓者」を名望家として捉え直す」（『北方人文研究』18、2025 年）が、北海道における「名望家」の形成という観点から、札幌郡豊平村の総代人などを務めた阿部仁太郎の分析を進めている。上田によれば北海道の名望家は、移住前は貧困層の出身で、移住先で資本を蓄積しつつ、寄付や貧困者救助などの公共事業への貢献を通じて名望を獲得した近代的な存在と評価する。花畔村総代人の金子は、移住前から村の割元役や戸長を歴任するなど来歴こそ異なるものの、上田の視点は総代人の評価を行ううえでの重要な指標となりえる。本稿は「名望家」の形成を直接的な論点に設定しているわけではないが、独自の合議体を設けて、村政を展開し、村の課題を克服していこうとする総代人金子の活動は、北海道における「名望家」のあり方を考えるうえでも参考になるところが多いと考える。

²⁸ 以下、石狩町『石狩町誌』中巻一（1985 年）7～20 頁。

²⁹ 「石狩郡花畔村の概況」、『北海道毎日新聞』明治 23 年 1 月 14 日付。

³⁰ 北海道編『新北海道史』通説三（1973 年）233～236 頁。

³¹ 明治 26 年の戸数は金子清一郎の「履歴」による（前掲「金子家文書」36・3-2）。

³² 前掲鈴江『北海道町村制度史の研究』によると一村一戸長をとった村は明治 21

- 年末で 9 村にすぎず、一戸長役場で平均 3.6 村を管轄した (390 頁)。
- ³³ 「開拓使布達乙第十九号 総代人選挙法及総代人心得書」明治 11 年 6 月 25 日 (札幌市教育委員会編『新札幌市史』史料編二、1986 年) 1012～1015 頁。
- ³⁴ 「区町村会法実施之儀伺」ほか (北海道立文書館所蔵「札幌県治類典 協議費」簿書 8037、件名 5)。
- ³⁵ 「札幌県治類典 総代人」簿書 8028、件名 8。
- ³⁶ 詳細は、拙稿「明治期北海道の移民村落運営」(『道歴研年報』26、2025 年刊行予定)を参照。
- ³⁷ 鯨粕製造にあたっては竈が使用され、そこで木材が大量に利用された (田島佳也「北の水産資源・森林資源の利用とその認識」、田島佳也・安溪遊地編『島と海と森の環境史』文一総合出版、2011 年)。
- ³⁸ 前掲「履歴」。
- ³⁹ 同上。
- ⁴⁰ 「明治廿七年 記録」(「金子家文書」35・2-1)。
- ⁴¹ 以上、河野常吉他編『北海道殖民状況報文 石狩国』(北海道出版企画センター、1987 年) 50～54 頁。『北海道殖民状況報文』とは明治 31 年から 34 年にかけて北海道庁殖民部が殖民地の現状調査を行い、刊行された報告書である。このうち、石狩国の内容は事業手の一色藤之助によって明治 32 年 8 月から翌年にかけて実施された調査の復命書をもとにしており、根室国、北見国、釧路国、十勝国、日高国のものと異なり、未刊行であった。したがって、記載されている事柄は明治 32 年 8 月以降の内容である。『北海道殖民状況報文』については、関秀志「『北海道殖民状況報文』解題」(同上、1～13 頁)を参照。
- ⁴² 「明治廿五年廿六年 記録」(「金子家文書」35・1-1)。
- ⁴³ 「花畔村村民契約証」明治 26 年 2 月 19 日 (「金子家文書」1・1-2)。
- ⁴⁴ 前掲「花畔村村民契約証」。
- ⁴⁵ 「明治廿五年十二月十七日村中重立会議写」(「金子家文書」12-10)。
- ⁴⁶ 以上、前掲『石狩町誌』中巻一、148～168 頁。
- ⁴⁷ 「明治廿五年廿六年 記録」12 月 1 日。「小使」とは、一村の領域が数里に渡ることもありえる石狩郡各町村において総代人を補佐して、村内や他町村との連絡等を担う役職であり、給与を村ごとに村内の戸数割から負担した。
- ⁴⁸ 「明治廿九年 記録」(「金子家文書」35・4-1)。
- ⁴⁹ 「明治廿八年 記録」(「金子家文書」35・3-2)。
- ⁵⁰ 遠藤由紀子『近代開拓村と神社』(御茶の水書房、二〇〇八年)。
- ⁵¹ 前掲拙稿「明治期北海道の移民村落運営」。拙稿でも説明したことと重複するが、この場合の「自治」は、明治地方自治制度による義務としてののではなく、移民村落における総代人を中心とした独自の村運営のあり方を指している。
- ⁵² その後、行政も村内の「自治」を要請した。明治 29 年 3 月 3 日に札幌ほか九郡長の林頭三は、管内に町村組合法趣意書と町村組合法の雛形を配布し、「町村人民各自ノ規約」で組合を形成することを奨励した(「町村組合法」、『北海道毎日新聞』明治 29 年 3 月 3 日・18 日)。同月には金子の手元にも林から「町村組合法標準書」として届けられている(「金子家文書」36-7)。こののち林郡長は 7 月に石狩郡内を巡回し、町村組合の形成を「熱心に勧誘」した(「林郡長の町村組合組織の勧誘」、

『北海道毎日新聞』明治29年7月19日)。しかし、これらの動向は各村の後追いに過ぎないものであった。

- 53 前掲『石狩町誌』中巻一、110頁。ただし金子の履歴の草稿(「履歴草稿」、「金子家文書」36・4-1)には明治32年の戸数は325戸と記されており、正確な戸数と人口については不明な部分が多い。
- 54 前掲「履歴草稿」。前掲「明治廿八年 記録」2月10日条。前掲「明治廿九年 記録」3月8日条など。
- 55 「明治三十二年二月の十二月迄 村内協議費取扱帳」(「金子家文書」12-14)。
- 56 前掲「明治廿九年 記録」。
- 57 「村規約控」明治32年2月12日(「金子家文書」1-7)。
- 58 「明治三十二年 記録」2月12日条(「金子家文書」35・6-1)。
- 59 同上。
- 60 「明治三十三年 記録」日時不明ながら前後の内容から一月に作成されたものと推定(「金子家文書」35・7-1)。
- 61 「評議員任務」(前掲「明治三十二年 記録」)。
- 62 「花畔村下組 村中規約簿」明治34年4月10日(「金子家文書」2・1-1)。
- 63 前掲「明治三十二年二月の十二月迄 村内協議費取扱帳」。
- 64 「花畔村新下組等附改扣」(「金子家文書」4-6)。「軽川新道等級調」(「金子家文書」4-7)。
- 65 「明治三十五年 花畔村下組内記録」(「金子家文書」11-2)。組長の引継書類である。
- 66 〈一致〉は、個別村落など特定の領域内における人々の精神的な結合関係を意味する概念である。〈一致〉の形成が、村請制解体後の村落においても多数決の制度化と併行して模索され、〈一致〉による秩序が再編されていく過程を描いた研究として、拙著『明治維新と〈公議〉』(吉川弘文館、2022年)、同「岡田良一郎の地域秩序観と報徳社」(松野尾裕・見城悌治・落合功編著『報徳思想とその展開』不二出版、2023年)を挙げておく。
- 67 前掲「明治三十三年 記録」。金子の総代人増員案は同1月1日条。
- 68 当該期における北海道の防風林については、柳田良造が屯田兵村の開発計画を検討するなかで、防風林が設置されたことを指摘している(『北海道開拓の空間計画』北海道大学出版会、2015年、101～106頁)。柳田は開拓のなかで兵屋のある宅地を保護するための比較的小規模な防風林が設けられ、伐採が禁止されたことを紹介している。一方で、開拓による伐採の結果、水害や風害を招いたことも指摘し、「開拓初期より、樹林地の環境形成機能は認識されていたが、入植者にとっては、まず開墾のために樹林を伐採することが最も大変な仕事であった。兵村の入植者に樹林地の保全と活用の重要性が理解される状況はなかったのかもしれない」(106頁)とも述べている。以上の指摘をふまえて。本稿では、非屯田兵村である花畔村において、防風林の保護をめぐる村民が同意をいかに結びんだのかを検討していく。
- 69 北海道の林政と山林保全の実態については、木材の流通や消費、生産に関する林業経済史の分析に比べて立ち遅れていたが、資源保全の問題が社会的課題となった21世紀以降にかけて研究が蓄積された。主な研究は山田伸一「近代北海

- 道の土地処分法規における森林の位置づけ」(『北海道開拓記念館調査報告』46、2006 年)、同「明治期北海道の山火と禿山」(『北海道開拓記念館調査報告』47、2007 年)、前掲田島「北の水産資源・森林資源の利用とその認識」・三浦泰之「北海道の開拓と森林伐採」・麓慎一「北海道で魚を増やす三つの方法」(いずれも前掲『島と海と森の環境史』)、平工剛郎『近世北海道山林史』(北海道出版企画センター、2022 年)、竹本太郎「日本帝国の森林管理」・中山大将「北海道・樺太と帝国林業」(いずれも中島弘二編『帝国日本と森林』勁草書房、2023 年)。いずれの研究も、県庁や道庁の行政文書や行政官の個人文書、『大日本山林報』や『北海道林業会報』などの関係団体の史料を通じた分析が中心で、地域史料から森林をめぐる地域社会の動向を具体的に検討できているわけではない。なお、北海道に限らず近現代日本における資源利用の問題については、杉山伸也・山田泉「製糸業の発展と燃料問題」(『社会経済史学』65-2、1999 年)、高柳友彦「近現代日本における「資源」利用・管理の歴史研究」(『歴史学研究』893、2012 年)を参照。
- ⁷⁰ 「森林監護仮條例」(北海道庁『林務例規』、1896 年)23～27 頁。
- ⁷¹ 北海道編『北海道山林史』(1953 年)11 頁。
- ⁷² 北海道大学附属図書館北方資料室所蔵、北海道史編纂掛編『札幌県(山林)』道写本 117、3～4 頁。本史料は大正 15 年に北海道史編さんにあたり、三県時代の山林事務関係の文書を収集し、県別にまとめたものである。
- ⁷³ 「勸第九百四十二号」(同上)14 頁。
- ⁷⁴ 「石狩郡風潮除為嶋数恵出張之義上申」(北海道立文書館所蔵「稟議上申録」簿書 7884、件名 69)。
- ⁷⁵ 北海道立文書館所蔵「札幌県公文録 勸業課山林係」簿書 7991、件名 67。
- ⁷⁶ 同上。
- ⁷⁷ 鯉粕の流通については、中西聡『近世・近代日本の市場構造』(東京大学出版会、1998 年)、石井寛治『資本主義日本の地域構造』(東京大学出版会、2018 年)101～107 頁。
- ⁷⁸ 前掲田島「北の水産資源・森林資源の利用とその認識」・三浦泰之「北海道の開拓と森林伐採」(前掲『島と海と森の環境史』)、前掲平工『近世北海道山林史』。
- ⁷⁹ 「小樽高島両郡余市岩内両派出所巡回復命書」(北海道立文書館所蔵「復命書綴 勸業課山林係」簿書 9401、件名 10)。
- ⁸⁰ 農商務省山林局「第一次勸業会山林部日誌」明治 17 年(国立国会図書館所蔵)107～112 頁。
- ⁸¹ 北海道庁編『新撰北海道史』第 6 卷(1936 年)657～658 頁。
- ⁸² 前掲『北海道山林史』47 頁。
- ⁸³ 「庁令第三十四号」(北海道立文書館編『北海道庁例規集第 I 期』庁令等布達編(五)、2003 年)69～70 頁。
- ⁸⁴ 郡役所宛「明治 26 年 2 月 15 日北海道庁訓令第 34 号」(北海道編『北海道庁現行布令便覧』明治 27 年編上巻)233～234 頁。
- ⁸⁵ 「北海道の山林に就て北垣次官の談話」(『大日本山林会報』第 165 号、明治 29 年 9 月 15 日)44～46 頁。『大日本山林会報』は公益社団法人日本山林会 HP の林業文献センター「会誌「山林」検索システム」にて閲覧。
- ⁸⁶ 「森林ニ関スル演述」(北海道立文書館所蔵「例規」A7-2-17)。本史料は小樽郡

役所林務係が道庁からの通達等を収録したものである。

- ⁸⁷ 「北海道林政論（承前）」（『大日本山林会報』第150号、明治28年6月15日）38～39頁。同論文は北海道協会に投稿した懸賞論文を『大日本山林会報』第149～150号に転載したものである。

- ⁸⁸ 「北海道森林経営策 第二章森林整理及現在ノ事蹟」北海道立図書館所蔵「河野常吉資料」779）

- ⁸⁹ 「園田長官ニ呈スル書」（「河野常吉資料」899）。

- ⁹⁰ 「札幌郡野幌官林の乱伐浸墾」（『大日本山林会報』第157号、明治29年1月15日）86～87頁。

- ⁹¹ 「無願開墾者の処分」（『大日本山林会報』第173号、明治30年5月15日）44～45頁。同様の事情は内務部長の鈴木米太郎も指摘している。前掲「森林ニ関スル演述」の「官林内ノ侵墾ヲ取締ル事」は、移民が貸下の出願以前に「開墾ニ着手スルモノ多ク而シテ此無願開墾地中官林地内ニ係ルモノ少カラス」と述べたうえで、この事態は、移民らが「法規ノ如何ヲ解セス或ハ其利ヲ求ムル急ナル」がゆえに生じているとして、森林の損害を防ぐために取締りを行うよう郡役所に求めている（前掲「例規」）。

- ⁹² 以上から北海道庁は、松沢裕作編著『森林と権力の比較史』（勉誠出版、2019年）が指摘した、管理を担う官員や財源の不足に比して広大な官林を抱え込んでしまった近代日本の公権のあり方を典型的に示している。北海道史の観点からいえば、開拓史観以来、北海道庁の管理による開拓行政のあり様がその矛盾を含めて描かれる傾向にあった。しかし、森林や山林保護についての道庁の管理は機能不全で、脆弱なものであったのではないだろうか。

- ⁹³ 前掲「明治廿五年 記録」。

- ⁹⁴ 同上。

- ⁹⁵ 同上。

- ⁹⁶ なお、排水路とは花畔村の中央排水路のことだと推測される。明治25年5月1日、総代人の金子と山本は道庁長官に対して「花畔村中央排水願」を提出した。それによれば、花畔村では石狩川から流れ出た雪解け水が停滞して、土地が浸水することが繰り返されており、春季は船で往来を行うなど村民の移動に困難が生じている。そこで軽川新道以北の約3500間の排水路を開設して春季の滞水を排水できるようになることで、新規移民が増え、開墾も成功すると主張し、排水路の新設を要求した（「金子家文書」23-1）。この排水路の新設は、翌年7月28日に「軽川新道大小排水」の工事竣工について関係する「地主」の集会が行われているように、道庁に受け入れられたものと考えられる（「明治廿五年廿六年 記録」）。ただし、明治28年1月23日に「殖民地排水工事至急御着手願」を提出しているように、道庁の工事は遅延を重ねている（前掲「明治廿八年 記録」）。

- ⁹⁷ 前掲「履歴」。

- ⁹⁸ 以上、札幌市教育委員会編『新札幌市史』通史二（1991年）649～651頁。

- ⁹⁹ そもそも明治26年の「村民契約証」作成時に、村民のどの程度にまで契約証の存在が認知され、調印を得ることができていたのかも不明である。村内147名が参加した明治27年3月25日の「村中一同集會」では、協議案として小学校新築費などと並んで「村民契約証ニ調印之事」が掲げられており、依然として契約証

- に調印していない村民が存在したことが推測できる（前掲「明治廿七年 記録」）。
- 100 前掲「明治廿九年 記録」。
- 101 「奉願上候」年不明（「金子家文書」17-1）。
- 102 「風防林保護ノ儀ニ付願上候」（「金子家文書」1-6）。
- 103 同上。
- 104 「風防林保護規約」明治 29 年 4 月（「金子家文書」1-2）。
- 105 前掲「履歴」。
- 106 前掲『北海道殖民状況報文 石狩国』54 頁。
- 107 「風防林保護法按御認可願」（「金子家文書」1-4）。
- 108 山口明日香『森林資源の環境経済史』（慶應義塾大学出版会、2015 年）。実際に、木材高騰について明治 29 年 1 月 15 日刊行の『大日本山林会報』第 157 号は、「札幌小樽に於ける木材の需用は年々四五萬石にて、之れに京坂名古屋地方へ輸出する額を加ふれば七萬乃至七萬五千石に及ぶ由にて、此木材は御料局と道庁の官林に供給を仰き居りしが、昨年の如きは官林公売の箇所少くして炭鋤会社に特売せし高と一般に公売せし高とを合せて二萬三千石程なれば、従て供給に不足を告げ、木材の騰貴を来せし（後略）」（90 頁）と、本州での木材需用の高まりと北海道炭鋤鉄道株式会社設立に伴う坑木需用の拡大が背景にあると指摘している。
- 109 北海道庁拓殖部編『拓殖法規』（1915 年）669～674 頁。
- 110 前掲『北海道山林史』124～125 頁。
- 111 前掲「明治三十二年 記録」。
- 112 『北海道殖民状況報文 石狩国』34 頁。
- 113 「復命書」（同上）378～380、395～396 頁。
- 114 前掲「明治三十二年 記録」。議決事項の詳細な内容は不明。その後、石狩川治水期成会では 12 月に、道庁と貴衆両院への請願のための請願人惣代・上京委員（坂本直寛・高橋荘右衛門・畠山清太郎）を選出し、工事の実施と費用補助を求めている（北海道大学附属図書館所蔵「石狩川治水請願及理由書並ニ略図」627.1/ISH/北）1～5 頁。
- 115 同上。前述の「風防林保護法按御認可願」はこの「村中惣会」で提示されたものと思われる。以下、「風防林保護規約」の内容は、前掲「風防林保護法按御認可願」による。
- 116 「花畔村共同果樹会設立趣意」（「金子家文書」25-1）。
- 117 前掲「明治三十二年 記録」。
- 118 前掲「明治三十三年 記録」。
- 119 同上。
- 120 「林木払下ノ件」明治 33 年 11 月 10 日（同上）。
- 121 「明治三十三年一月の十二月迄 村内協議費取扱帳」（「金子家文書」7-21）。
- 122 このほか、新規の移民が年を追うごとに増加している状況には再度の移住という手段も講じている。明治 33 年 1 月、金子は天塩国上川郡宇名寄に殖民地 500 万坪の貸下げを出願し、明治 36 年までに 1 年間で 80 戸ずつの移住を実行する旨を村民に表明した（前掲「明治三十三年 記録」）。その理由は、花畔村は明治 26 年に殖民地に選定されて以来、移民が増加して現在 380 戸に達したものの、その結果として耕地 573 万坪の地積に不足を生じることになったという。そこで花畔

村居住の家族とその親戚および知己の者を団体移住させることで、花畔村の地積の不足を補うとした（「貸附地出願理由」明治33年2月、「金子家文書」2-2）。最終的に貸下地は、後志国岩内郡ホロニ原野未開地約490万坪（同上）が認められることになり、「団結移住規約」と「団結移住内契約」が作成され、移住が実施されたようである（「金子家文書」2-7）。

¹²³ 前掲『北海道殖民状況報文 石狩国』56～57頁。

¹²⁴ なお、明治35年4月1日の二級町村制施行により、花畔村は樽川村と合併して花川村となったが、二級町村制施行後の村政や村内の共同関係については、本稿の守備範囲を超えている。

The Formation of Order in Immigrant Villages in Hokkaido during the Meiji 20th and 30th: A Case Study of Bannaguro Village, Ishikari County

Takanori IKOMI

This paper examines the management and characteristics of immigrant villages in Hokkaido in the Meiji 20s and 30s, using Bannaguro Village (花畔村) in Ishikari County (石狩郡) as a case study, focusing on the content of the council of villagers that Bannaguro Village established on its own and the village covenants that were concluded there. The following three points are clarified in this paper.

First, we examined the relationship between the council and the communal relations among the villagers. Facing the mouth of the Ishikari River, Bannaguro Village had sandy soil. At the beginning, cultivation of the land was not sufficiently advanced, and many villagers made their living by fishing and logging as migrant workers, and their intention to settle down was weak. In light of this situation, Seiichiro Kaneko (金子清一郎), who became the village representative, attempted to encourage the villagers to settle down and to form a community relationship within the village. The “villager’s contract” (「花畔村村民契約証」) of 1893 and the establishment of the village’s own council, which were signed in the midst of these efforts, not only informed the villagers of what they should observe as villagers, but also encouraged their participation in the village’s joint projects, thereby leading to the formation of communal relations.

The original council was reorganized as the village population grew, and it became a forum for building community relations within the village through policy deliberations. The majority vote was adopted for decisions, and there were some cases in which the majority vote rejected the intention of the general representatives, thus reflecting the majority opinion of the villagers in the village government. It can be pointed out that within the immigrant villages, self-governance by the villagers, independent of governmental authority, was developed.

Second, the nature of windbreak protection to protect the village from beach breezes and strong winds was examined. The Hokkaido

Government lacked the ability to manage the windbreaks in Bannaguro Village and other areas along the Ishikari Bay coast, and in order to maintain the livelihood and survival of the villagers, they attempted to conclude their own regulations to protect the windbreaks.

However, the agreement on windbreak protection was not able to regulate people's behavior through the creation of a covenant, as they faced overcutting and theft of trees from both inside and outside the community. Even though the protection of windbreaks was necessary to maintain the village, it was not easily acceptable to individual villagers, as it encouraged them to curtail their daily income-generating logging activities. Therefore, Seiichiro Kaneko encouraged villagers to pursue other livelihoods and attempted to acquire forests outside the village as community property. This was an effort by the villagers, who could not rely on the protection of public authority in a situation where the forestry administration of the Hokkaido Government was not functioning, to maintain their livelihood by establishing their own rules.

Third, the process of concluding covenants for the protection of windbreaks does not indicate that the immigrant villages were naturally equipped with functions that could regulate the behavior of individual villagers. Rather, it is thought that the immigrant villages were given the function of regulating the behavior of the villagers only when the villagers, including new immigrants, formed an agreement to comply with the covenant each time, starting with the council.